

第 3 回

熊本県議会

# 文教治安常任委員会会議記録

平成24年 6 月22日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 文教治安常任委員会会議記録

平成24年6月22日(金曜日)

午前10時0分開議  
午後0時9分休憩  
午後1時9分開議  
午後2時50分閉会

本日の会議に付した事件

- 平成24年度主要事業及び新規事業の説明
- 議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第12号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 専決処分の報告及び承認について
- 報告第1号 平成23年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第7号 専決処分の報告について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
- 報告事項
  - 幸せ実感くまもと4カ年戦略(案)について
- 委員会提出議案
  - 警察官の増員を求める意見書

出席委員(8人)

委員長 溝口幸治  
副委員長 山口ゆたか  
委員 山本秀久  
委員 小杉直  
委員 大西一史  
委員 城下広作  
委員 上田泰弘  
委員 橋口海平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎龍一  
教育理事 松葉成正  
教育総務局長 松永正男  
教育指導局長 瀬口春一  
教育政策課長 田中信行  
学校人事課長 柳田誠喜  
社会教育課長 石川仙太郎  
文化課長 小田信也  
首席審議員兼施設課長 後藤泰之  
高校教育課長 上川幸俊  
政策監兼  
高校整備推進室長 山本國雄  
義務教育課長 緒方明治  
特別支援教育課長 高橋次郎  
人権同和教育課長 池田一也  
体育保健課長 城長眞治

警察本部

本部長 西郷正実  
警務部長 金高弘典  
生活安全部長 岡正憲  
刑事部長 堀江伸  
交通部長 浦田潔  
警備部長 高橋功作  
首席監察官 木庭強  
参事官兼警務課長 吹原直也  
参事官兼会計課長 赤星裕  
理事官兼総務課長 甲斐利美  
参事官兼  
生活安全企画課長 浦次省三  
参事官兼刑事企画課長 牧野一矢  
参事官兼交通企画課長 飯田繁

理事官兼交通規制課長 奥 田 隆 久  
参事官兼警備第一課長 佐 藤 正 泉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 一 博  
政務調査課主幹 桑 原 博 史

午前10時0分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第3回文教治安常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第1回委員会におきまして、委員長に選任いただきました溝口幸治です。山口副委員長とともに、円滑な委員会の運営ができるように努めてまいりたいというふうに思いますので、先生方、そして執行部の皆様方には、御指導いただきますようによろしく願いをいたします。

きょうは、委員会が終わった後、懇親会を予定しておりますが、残念ながら県警本部は出席ができませんが、近いうちに出席をしていただいて、懇親が深められる日を期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。  
(拍手)

続いて、山口副委員長からお願いいたします。

○山口ゆたか副委員長 おはようございます。副委員長に任命いただきました山口といいます。

1年間、溝口委員長の補佐をしっかりと務めてまいりたいというふうに思っております。委員の皆様、そして執行部の皆様、1年間どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○溝口幸治委員長 それでは、本日は執行部

を交えての初めての委員会でありますので、幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

なお、自己紹介は課長以上をお願いをし、審議員ほかについては、お手元の委員会資料の幹部職員名簿により紹介にかえさせていただきます。

それでは、田崎教育長から順次お願いいたします。

(田崎教育長、松葉教育理事～城長体育保健課長の順に自己紹介)

○溝口幸治委員長 それでは、警察本部の自己紹介をお願いいたします。

(西郷警察本部長、金高警務部長～坂口警備部機動隊長の順に自己紹介)

○溝口幸治委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、平成24年度主要事業の説明に入ります。

教育委員会、警察本部の順に説明を求め、質疑については、それぞれの説明終了後に受けたいと思います。

なお、執行部の皆さんは、説明等を行われる際は、着席のままで行ってください。

それでは、田崎教育長から総括説明を行い、続いて各課長から主要事業等について順次説明をお願いいたします。

○田崎教育長 総括説明をさせていただきます。今委員長がおっしゃられましたように、着座にて説明をさせていただくことをお許しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議案の説明に先立ちまして、改めて一言御挨拶を申し上げます。

子供たちの教育に関しては、学習意欲や規範意識の低下、勤労感やふるさとを愛する態度の未成熟など、さまざまな課題があります。

このような中、教育行政を担当することに

なりまして、その職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。子供たちの学ぶ意欲を引き出し、豊かな心を育む教育の充実を図り、子供たち一人一人を社会の変化に柔軟に対応し未来を切り開いていくことのできる人材として育てていくことが教育に課せられた使命であると考えております。

これまで進めてまいりました取り組みを、学校、家庭、地域社会と連携しながら着実に前進させ、子供たちのためにという視点に立って、知恵を絞り、汗をかきながら取り組んでいきたいと考えております。

溝口委員長を初め、委員の皆様には、本県の教育行政に対しまして、より一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、教育委員会では、平成21年2月議会で議決いただいて策定をいたしましたくまもと「夢への架け橋」教育プランに沿って、さまざまな施策を展開しておりますが、平成25年度、来年度までの5カ年計画の4年目を迎えることになり、目標達成に向けスピード感を持って着実に推進してまいります。また、次期プランの策定に向けての検討にも着手することといたしております。

本年度、当初予算により教育委員会が取り組みます主な事業等につきましては、この後、担当課長から説明申し上げることとし、今議会に提案しております教育委員会関係議案の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、第1号議案、平成24年度熊本県一般会計補正予算でございます。27億6,000万円余の増額補正をお願いしております。

主なものといたしましては、教職員人事費として、教職員の児童手当等を6億5,200万円余、図書館費として、貴重資料調査・研究・活用等推進事業を1,200万円余、学校建設費として、耐震改修事業を11億7,300万円余、教育指導費として、高校生の留学促進事

業やスクールソーシャルワーカー配置モデル事業を700万円余、保健体育総務費として、実践的防災教育総合支援事業を400万円余など計上いたしております。

次に、債務負担行為の設定です。

教育センターのパソコンリースに要する経費について設定をお願いしております。

次に、報告第1号、平成23年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてです。

総額は、15億6,100万円余で、主な内容として、高等学校耐震改修事業費、特別支援学校施設整備事業費等となっております。年度内に改修等を完了することができなかつたため、繰り越したものでございます。

次に、17号議案、専決処分報告及び承認についてですが、これは熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものです。

以上が今議会に提案申し上げます議案等の概要でございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、平成24年度主要事業及び新規事業をお願いいたします。

まず、1ページから8ページでございます。こちらは、教育委員会の組織機構、それから分掌事務でございます。恐縮ですが、この説明は省略させていただきます。

次に、9ページをお願いいたします。

教育委員会全体の平成24年度当初予算総括表でございます。

当初予算は、骨格予算としての編成でございます。一般会計予算は、総額1,522億9,200万円余となっております。前年度比で34億8,600万円余の減となっております。各課別

の内訳は、表のとおりでございます。この一般会計に2つの特別会計を加えました当初予算総額は、1,540億8,000万円余となりまして、前年度比で35億2,100万円余の減となっております。この後、各課から主要事業及び新規事業を説明いたします。

まず初めに、教育政策課でございます。10ページをお願いいたします。

教育振興基本計画推進事業でございます。

本県の教育振興基本計画でございますくまもと「夢への架け橋」教育プランの推進を行うものでございまして、事業内容として、1の進捗管理を行う推進委員会を開催しますとともに、3のくまもと教育の日の取り組みや4の知事の出前ゼミなどを実施するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

「授業マイスター」認定事業でございます。

事業内容の1に記載のとおり、授業力に秀でた教員を授業マイスターとして認定し、公開授業や研修会等を通じて授業スキルを他の教員に伝授することで、本県教員の指導力向上を図るものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

熊本県教育情報化推進事業でございます。

事業目的に記載のとおり、児童生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成、それからICT、いわゆる情報通信技術を活用しました確かな学力の定着、それと教員の負担軽減につながる校務の情報化に向けて教育活動全般における情報化を推進するものでございます。

事業内容1のICT機器やネットワーク等の情報環境の整備、それから4に記載いたします情報モラル教育の充実などに取り組んでまいります。

次に、13ページをお願いいたします。

上段の教職員福利厚生事業は、公立学校共済組合熊本支部が行います人間ドックやメン

タルヘルスなどの福利厚生事業に対して公立学校共済組合熊本支部に補助金を交付するものでございます。

下段の教職員住宅建設償還金及び財産処分費は、教職員住宅の維持管理を行うもので、事業内容1の平成8年度から13年度までに建設した住宅に係る償還金、それから2に記載しております廃止教職員住宅の売却手続に要する経費でございます。

教育政策課につきましては、以上でございます。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。

14ページをお願いします。

「夢への架け橋」教育支援事業でございます。

事業目的は、退職教員等の知識や経験を活用して、児童生徒の学力の向上及び教員の負担軽減を図るものでございます。

事業内容は2つございまして、1つが、小中学校サポーター、これは、小中学校に非常勤講師を配置いたしまして、教室外登校者の学習指導や小学校3年生の算数の授業強化等を行うものでございます。各教育事務所に計19人を配置いたしております。また、別途、国の緊急雇用創出基金を活用いたしまして、同じく19名を配置いたしております。

もう一つが、特別支援学校サポーターでございます。これは、県立の特別支援学校に非常勤の介助員を配置いたしまして、重複障害者の児童生徒の食事ですとか排せつ、教室の移動などの日常生活の支援を行うものでございます。特別支援学校に計33名を配置しております。

以上でございます。

○石川社会教育課長 社会教育課でございます。

資料は15ページをお願いいたします。

まず、「親の学び」推進事業は、さまざまな機会を通して、家庭の役割や家庭教育の重要性の啓発、保護者の実態に応じたきめ細やかな学習・相談機会の提供を行い、家庭の教育力の向上を図るものでございます。

特に、保護者の家庭教育に関する意識や学びが子供の豊かな成長にとって大切であることから、子供の成長段階に応じた参加体験型の「親の学び」プログラム事業としまして、事業内容1のプログラム進行役養成講座の開催やプログラムトレーナーの育成、派遣等を行い、プログラムの普及、啓発を推進します。

次に、16ページの子どもの読書活動推進支援事業ですが、事業内容1の本の読み聞かせや学校図書館の環境整備などを行う読書ボランティアの資質向上を図るための読書応援ボランティア養成講座の開催や、事業内容2の県民に子供の読書活動の重要性を啓発する熊本県子どもの読書活動推進フェスティバルの開催などにより、子供の読書活動支援に取り組むものでございます。

次に、17ページの学校図書館デザインサポート事業ですが、事業内容に記載のとおり、図書館の環境づくりや選書、図書館の運営等について、専門的知識を有するサポーターを学校に派遣し、アドバイスを行うことで学校図書館の充実を図ってまいります。

次に、18ページの放課後子ども教室推進事業ですが、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用しまして、地域の方々の参画を得て、子供たちの学習活動やスポーツ、文化活動を実施するものでございます。本年度は、28市町村、70教室を予定しており、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進してまいります。

次に、19ページの地域教育コーディネーターの育成・活用事業ですが、地域の方々の参画による地域の実情に応じた取り組みを有機的に組み合わせまして、学校支援として授業

等における学習補助や教員の業務補助、また、家庭教育支援として親への学習機会の提供や相談対応により、子供の教育を一体的に支援する体制づくりを推進するものでございます。そのために、本年度は、学校、地域団体、保護者間等の連絡調整を担う地域教育コーディネーターを23市町村に配置することとしております。

最後に、20ページの防災教育キャンプ推進事業ですが、東日本大震災で住民が長期間学校の体育館等で避難生活を送る事態となったことを踏まえまして、体験型の防災教育プログラムを実施する防災教育キャンプを地域住民の参画を得て実施し、青少年に対する防災教育を推進するものでございます。天草青年の家と豊野少年自然の家を避難所と想定しまして、それぞれ8月と10月に実施する予定としております。

社会教育課は以上です。

○小田文化課長 文化課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

まず、鞠智城整備事業でございます。

文化財を活用した歴史公園の完成を目指し、整備を実施しております。本年度は、平成5年度からの整備事業の成果を総括する整備報告書の作成及び昨年度、24年の3月でございますけれども、刊行いたしました調査の総合報告書で明らかになった鞠智城跡の歴史的・学術的価値を広く示し、鞠智城跡の認知度向上を図るとともに、特別史跡指定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、文化財広域連携推進事業でございます。

広域に所在する複数の文化財を保存、活用するため、自治体の枠を超えた文化財の保存修理、活用計画の策定等を進めるとともに、保存、活用の組織づくりを支援します。

あわせて、新たな文化財の国の登録や指定等を進めてまいります。本年度は、人吉・球

磨地域の古社寺群の学術調査の成果をもとに取り組みたいと思っております。

次に、22ページをお願いいたします。

細川コレクション永青文庫推進事業でございます。

本県の文化芸術の発展や観光振興に寄与することを目的に、公益財団法人永青文庫が所蔵する美術品等の一部を、県立美術館細川コレクション永青文庫常設展示室、これは平成20年4月25日に開館いたしました、これに展示するとともに、展覧会への活用を目的とした調査、研究、修復及び啓発事業、広報活動を通して、県内外に周知を図ってまいりたいと思っております。

また、本年度は、県立美術館本館2階第1室を細川コレクション常設展示室として拡充してオープンいたしております。県内外からの観覧者に、より多くの名品が観覧できるよう推進してまいりたいと思っております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○後藤施設課長 施設課でございます。

資料は23ページでございます。

まず、耐震改修事業でございます。

震災時における児童生徒及び教職員の安全を確保するため、特定建築物及び非木造の2階建て以上、または床面積が200平米を超える建物につきまして、県立学校の耐震化を進めるものでございます。

事業内容につきましては、耐震診断の結果、耐震性がないと判断された建物につきまして、耐震壁、鉄骨ブレース等の耐震改修工事を行ってまいります。

次に、24ページをごらんください。

校舎新・増改築事業でございます。

県立高等学校の安全性を確保し、施設の整備充実を図るため、老朽・危険施設の改築等を行うものでございます。

平成24年度は、事業内容1の翔陽高校教室棟改築事業、2の球磨工業高校管理棟の改築

事業、3の水俣工業高校普通教室棟の耐震及び内部改修事業、4の翔陽高校実習棟改築事業及び5の高森高校教室棟改築事業を実施してまいります。

次に、25ページをごらんください。

特別支援学校施設整備事業でございます。

県立盲・聾・支援学校の老朽施設の改修などの実施により、施設の安全性を確保し、学習環境の向上を図るものでございます。

事業内容1、校舎等改修事業の(2)につきましては、重度・重複障害児童生徒を対象とする新校設置に伴います基本設計・実施設計委託を行うものでございます。

以上でございます。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

資料の26ページをお開きください。

まず、特色ある学校づくり支援事業でございます。

本事業は、事業目的にありますとおり、地域に貢献できる人材の育成を図るとともに、特色ある学校づくりを目指すため、生徒一人一人の進路希望を実現できるよう、進学指導や体験活動等を実施するものでございます。

事業内容1の地域進学重点校育成事業では、重点校10校を指定し、(1)にあります合同合宿や(2)の進学講演会を実施いたします。

このうち、合同合宿では、3年生を対象とした2泊3日の宿泊研修を実施します。宿泊研修の内容は、国数英の学習講座、入試情報講話、卒業生による合格体験談などとなっております。

次に、事業内容2の新設校支援事業では、再編整備に伴う新設校5校を対象に人材育成の支援を行います。

このうち、(1)の自分らしき発見講座では、経営者や農業従事者など、各学科に関連した分野で活躍している社会人を招いての講

演会などを行っています。

27ページをお願いします。

英語授業改善プロジェクトでございます。

本事業は、事業目的にありますとおり、平成25年度から実施される新学習指導要領に規定された授業を英語で行うことへの対応や、生徒の英語による発信力育成のための授業実践を支援するものでございます。

事業内容1の英語指導法研究拠点校事業では、研究拠点校4校及び協力校4校の計8校を指定し、英語指導法の研究などを行ってまいります。

また、事業内容2の英語教員支援事業では、県立高校英語教員を対象に、8月に2泊3日の集中研修を実施し、英語教員の指導力及び専門性のさらなる向上を図ってまいります。

28ページをお願いいたします。

就業支援プロジェクトでございます。

本事業は、事業目的にありますように、生徒の専門性の深化、進路目標の確立を図ることを目的に、熟練技能者等を工業高校や農業関係高校など専門高校に派遣し、講演会を通して授業では取得できない技術の実技指導を行い、生徒の実践的な技術、技能の習得を目指すものでございます。

具体的には、事業内容1から3にあります各種の講習会を実施します。なお、資料には記載がございませんが、本事業により、これまでに、ものづくりコンテスト全国大会優勝やジュニアマイスター認定者数全国5位などの成果が出ております。

29ページをお願いします。

キャリア教育推進事業でございます。

本事業は、事業目的にありますように、生徒に自己の職業適性や将来設計について主体的に考えさせるとともに、環境への責任ある行動をとりながら、社会に貢献する能力や態度の育成を図るための事業でございます。

事業内容にありますインターンシップ等推

進事業やキャリア教育の推進を図るための研究協議会等を実施し、生徒一人一人の社会的・職業的自立を図ってまいります。

30ページをお願いいたします。

就農教育連携支援事業でございます。

本事業は、事業目的にありますように、農業関係高校と行政機関、地域農業界とが連携、協働し、農業を担う人材の確保、育成を図るものでございます。

事業内容2の就農教育プログラムの実践では、(3)のとおり、農業関係高校の中から研究指定校を選定し、就農教育プログラムの研究開発を行っております。

31ページをお願いいたします。

最後に、県立高等学校教育整備推進事業等でございます。

高校再編関係の事業につきましては、複数の事業予算に分かれておりますので、このようにまとめて記載しております。

事業内容でございますが、1点目としては、県立高等学校再編整備等基本計画で後期の再編対象として位置づけているものについて実施計画の策定に向けた検討を進めてまいります。

2点目として、中期再編整備対象校について、新設水保高校体育館や玉名高等学校附属中学校技術棟などの施設整備を進めてまいります。

3点目として、前期・中期再編整備対象校の円滑な運営ができますよう、所要の措置を行ってまいります。跡地の利活用についての検討のほか、上天草高校及び矢部高校の関係校に通学する生徒への通学支援等を行ってまいります。

高校教育課につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

資料は32ページからでございます。



まず、32ページの学力向上対策事業でございます。

本事業は、本県における児童生徒の学力向上を図るための事業でございます。

事業内容の1の教職員研修会等を通じ、教職員の指導力の向上に努めるとともに、2にあります熊本県学力調査(ゆうチャレンジ)等を開発、実施し、教科における基礎的・基本的事項の定着状況を客観的に評価することにより、児童生徒の学力の課題を明らかにし、授業改善を図ってまいります。

次に、いじめ・不登校対策総合推進事業でございます。

本事業は、いじめ、不登校の積極的予防及び解消に向け、総合的な対策を実施するものでございます。

事業内容1にあります教職員に対する生徒指導等の充実に向けた研修やいじめ根絶シンポジウムを実施してまいります。

また、2にあります専門的知識を持ったスクールカウンセラー等の専門家を活用し、教育相談体制の充実を図ってまいります。

33ページをお願いします。

子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業でございます。

本事業は、学校だけでは解決が困難な家庭環境等に起因する不登校等の問題の解決を図るための事業でございます。教育、福祉、医療、行政等の関係機関との連携を機動的に図り、本人の課題に対処する力を高めていくためのシステムづくりを行うスクールソーシャルワーカーを引き続き各教育事務所に配置し、子供を取り巻く環境の改善に努めてまいります。

次に、「かがやけ！肥後っ子」事業でございます。

本事業は、本県の就学前教育の基本方針を示す肥後っ子かがやきプランに基づき、子供をたくましく心豊かに育む環境づくりを推進するための事業でございます。

事業内容に記載の各種研修会等を実施し、関係機関の連携を深めるとともに、幼稚園等における教育・保育活動の充実を図ってまいります。

34ページをお願いします。

日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業でございます。

本事業は、水俣病についての正しい理解を図り、環境保全活動や環境問題の解決に意欲的にかかわろうとする態度や能力の育成を図るため、県内全ての小学校5年生を水俣に派遣するものでございます。

次に、くまもと中学生英語力アップ支援事業でございます。

本事業は、本県中学生の英語力の向上を図るため、英語教師の資質向上に向けた研修会を実施するとともに、本県で作成した英語音声CDの授業での活用を促す教材を開発、配付するものでございます。

最後に、道徳教育総合支援事業でございます。

本事業は、本県独自の道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用を進めるため、推進校を指定し、活用に向けた研究を進めるとともに、道徳教育推進教師の研修会を開催し、本県全体における道徳教育の推進を図るものでございます。

以上でございます。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

資料は35ページからお願いいたします。

まず、特別支援教育充実事業でございます。

本事業は、事業目的にありますとおり、障害のある幼児、児童生徒の望ましい教育的支援のあり方を追求するとともに、特別支援教育の充実、推進に向け、事業内容に記載の各種事業を実施して、特別支援学校における専門性の向上を図るものでございます。

次に、ほほえみスクールライフ支援事業でございます。

本事業は、事業目的にありますとおり、医療的ケアが必要な児童生徒の安心、安全な学習環境の整備と保護者の介護負担を軽減させるため、特別支援学校に看護師を配置し医療的ケアを行うとともに、研修を受けた教員が看護師と連携して医療的ケアの一部を行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

特別支援学校キャリアサポート事業でございます。

本事業は、事業目的にありますように、特別支援学校生徒に対する就職支援や早期離職防止を図るため、キャリアサポーター3人を拠点校に配置し、求人開拓や就職指導等を行うものでございます。

次に、特別支援教育総合推進事業でございます。

本事業は、事業目的にありますとおり、特別支援教育の支援システムや支援の充実、専門性の向上、理解啓発等を図るためのもので、幼稚園、保育所、学校、家庭、福祉等の関係機関と連携して、事業内容に記載の各種事業を実施し、ネットワークの構築を図るとともに、特別支援教育の研修に取り組んでまいります。

特別支援教育課は以上でございます。

○池田人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

資料の37ページをお願いいたします。

各種人権教育研修事業でございますが、この事業は、学校教育におきまして、人権教育推進に中心にかかわります各学校の管理職や人権教育主任等を対象として、さまざまな人権問題についての認識を深め、実践的な指導力の向上を図るために各種研修を実施するものでございます。具体的には、1から5の研修会等を予定しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

最初に、38ページをごらんいただきたいと思っております。

防災教育推進事業でございますが、本事業は、東日本大震災で明らかとなりました学校における防災教育の課題解決のために、学校における防災教育の効果的な指導法や防災管理のあり方等について研修を深め、みずから命を守るために主体的に行動する児童生徒の育成を図ることを目的に実施するものでございます。

主なものとして、県内の小中高等学校及び特別支援学校の校長、副校長または教頭、PTA等の学校関係者を対象とした防災教育研修会を実施するものでございます。

次に、39ページをごらんください。

学校体育推進事業でございますが、本事業では、学校における体育・スポーツの充実を図ることを目的として、文部科学省事業への派遣や県内講習会の開催等を実施しておりますが、本事業の中で、中学校の武道必修化に伴う施策の一つとして、新たに中学校武道安全指導講習会を上げております。

中学校武道安全指導講習会につきましては、武道領域、剣道を担当する教員全員を対象とした講習会を4月20日に、柔道を担当する教員全員を対象とした講習会を4月24日に、それぞれ実施済みでございます。

次に、40ページをごらんください。

優秀競技者・指導者育成支援事業でございます。

本事業は、昨年度と一昨年度にわたり2カ年実施しておりましたトップアスリート支援指導者育成事業の成果と反省を踏まえ、県主導のもとで、指導者ばかりでなく、競技者自身をも対象として、将来を見据えた競技者及び指導者の資質向上を進めることによって、

本県の競技力の向上を総合的に図ろうとするものでございます。今年度から3年間実施することとしております。

41ページをごらんください。

健康教育推進事業でございます。

本事業は、児童生徒が生涯にわたり健康で安全な生活を営むことができる資質や能力の育成を目的として、各種指導や研修会を実施するものでございます。

事業内容ですが、小中高等学校及び特別支援学校の歯・口の健康づくり、学校におけるフッ化物洗口でございますが、そして保健教育及び安全教育を推進するための学校保健安全指導を実施しております。

また、小中高等学校及び特別支援学校の保健主事、養護教諭等の健康教育担当者を対象に、健康教育推進上の課題やその重要性についての認識を高めるため、健康教育担当者研修会を開催することとしております。

体育保健課からは以上でございます。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○大西一史委員 まず、36ページの特別支援教育課のほうなんですけれども、特別支援学校生徒に対する就職支援ということで、キャリアサポーター3人の配置と、これは非常に重要なことだなというふうに思います。なかなかやっぱり就職というのが厳しい、ただでさえ厳しい状況の中で、特別支援学校の生徒の就職というのは厳しいと思うんですが、これでちょっとお尋ねなんです、就職後の早期離職防止というふうになっています。就職後の早期離職というのが、例えばどの程度の人数であるとか割合であるとか、あるいは自己都合なのか会社都合なのか、いろんな要素があると思うんですが、どういう状況かというのをちょっとまず教えていただきたいと

思います。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

特別支援学校からの就職者の場合、それほど離職は多くございません。それは、在学中に作業学習等で働く経験を十分積み重ねておりますので、一般の高校生に比べると非常に率としては少のうございます。

それと、自己都合かあるいは会社の都合かということでございますけれども、やっぱり生徒の能力とか特性と企業の仕事内容等とのミスマッチ、そういったことはございます。これと、やっぱりどうしてもコミュニケーションがうまくとれなかったりとか、そういったことで会社にいづらくなったりというようなことでの離職、その場合、本人の自己都合という形にはなりますけれども、やはり会社との関係の中で、そういったことが出てくるのが結構ございます。

以上でございます。

○大西一史委員 この問題というのは、非常にやっぱりなかなか社会の理解、会社の理解も含めてなんでしょうけれども、非常に重要なことだと思うので、そういう意味では、このキャリアサポーターの方が、ある意味では生徒に対するサポートと同時に、対外的な面でのコーディネート機能を発揮していただけるようにしないと、なかなか特別支援学校生徒が就職をするということは非常に難しい。早期離職という意味では、そんなに多くはないということなんですけれども、やっぱりそういったものに少しきめ細やかに目配りをしていただくようお願いをしたいというふうに思います。

それと、済みません、ちょっともう1点ですが、主要事業というわけではないんですけども、学校の教育現場の安全、安心ということが共通してこれはあると思うんですが、

1つは、通学路の安全点検ということに関して、これは都道府県教育委員会に文部科学省が、大臣名で通知が来ているのかどうかわかりませんが、来ているというふうに思います。

これは、京都府の亀岡であるとか千葉県の館山とかで登校中の生徒児童らに車が突っ込んだというようないろいろ非常に厳しい事故が起きているということもあって、安全対策をやりなさいと。これはいろいろあれすると、国土交通省と警察庁とも連携をして、通学路での事故の再発防止に向けて3省連携で協議するという事になっているんですが、これはどうも8月末までにほぼ全ての通学路の安全点検を終えてしまうということなんです、かなりの数があると思うんですね。

この辺について、あと2カ月ぐらいの期間でできるのかどうか。それから、あと、きょうは県警も見えていますので、県警のほうともどういう協力をやりながらやるのかということ。それと、もう1つ、せっかく点検をやるのであれば、地域の交通安全協会であるとか、そういった方々、防犯——防犯はちょっと違うかもしれませんが、そういった方々が交通指導を日々されていますので、いろいろ気づきがあると思うんですね。そういったところとの連携というのをどういうふうに考えておられるのかという、この3点をちょっとお聞きしたいと思います。

○城長体育保健課長 通学路の安全の確保につきましては、文部科学省の通知を受けまして、5月9日に、第1回目ということで点検をするように指示をしております。その後、5月30日に、また国のほうから、警察とそれから文部科学省あわせて、先ほど先生がおっしゃられましたように点検の報告を求めたものが来ておりますので、2回に分けて通知をしておりますので、8月の末までに提出ということについては、もう事前に点検は済んで

おりますので、この様式にのっとった形での報告は十分可能じゃないかなというふうに考えております。

○大西一史委員 大体8月末までには安全点検は全部終わられるということで、通知に基づいたり様式に基づいたあれというのができるということなんでしょうけれども、現実問題として、やっぱり注意するポイントというのは地域によって相当違うというふうに思うんですね。

そういう意味では、せっかく作業をするわけですから、現場の声をもう少し聞いてもらう努力をしていただくということをお願いしておくということと、それと、あとやっぱり交通安全施設であるとか、そういう対策の面、そういった面で配慮をすれば随分変わる箇所も出てくると思うんですね。いろんな要望が地域から私たち議員のところにも上がってきますけれども、そういったものもできるだけ現場で吸い上げていただきたいということ、これはお願いをしておきます。

それと関連して、済みません、委員長。

もう1つ、学校のいろんな防犯対策の中で、県立学校あたりで防犯カメラあたりをつけている学校があると思うんですけども、その状況というのは、どういうふうな。例えば全県立学校のうち何校ぐらい、特別支援学校も含めてですけれども、どのくらいあるのかちょっと教えてもらえますか。わかります。つけているところとつけていないところがありますよね。

○溝口幸治委員長 それは調べてもらえる…。

○大西一史委員 わからないんだったら、後で教えていただきたいと思うんですが、実はこれは山形県なんですけれども、教育委員会が全ての公立学校と特別支援学校全部に防犯

カメラをつけていると。2011年度に予算をつけてやっているんですね。これはやっぱり抑止効果、これはオウムの高橋容疑者が防犯カメラで捕まったということがありますが、要は、抑止効果と、それから、そういう意味では、捜査——いろんなことをやっていく上で、事件、事故が起こる上で、非常にこれはやっぱり防犯カメラの設置というのは私は大きいと思うんですね。

ですから、この辺は、なかなか予算がないという話があると思うんですが、実は県立学校等々は警備を委託していますよね、警備会社に。あれ、多分5年ぐらいの更新になっていると思うんですよ、大体。どこの御家庭で入ってるやつもそうだろうし、恐らくそうになっていると思うんですが、その仕様書の中にこういったものを織り込むことによってコストがかなり安くできるんじゃないかという声もちょっと現場のほうで聞いたんですね。ですから、そういったことの対策をやっていたきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○後藤施設課長 防犯カメラにつきましては、今個人情報の関係がありまして、顔を撮る場合は、何か管財課を通してですね、情報のほうの委員会にかけて設置するようになっております。ちょっと数は忘れましたが、数校つけておまして、そこにつきましては、数年前にまとめて設置の許可をとって今つけておるところです。

近年、非常に学校の中にちょっと事件性のあるものがありますので、関係の各課と今協議して、どういう形でつけていか協議しているところでございます。

○大西一史委員 そういう個人情報保護の問題とかプライバシーの問題とかいろいろあると思いますが、もう既によその県でやっていますからね。全国がつけているということ

考えれば、恐らく人権の問題だとか個人情報問題等とか全てクリアしているはずですよ。だから、それはそういったところの他県の状況を聞いて勉強をして、私は効果があるというふうに思いますので、その辺はぜひやっていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○城下広作委員 教育政策課ですけれども、児童生徒のICT化ですね。これは各学校でかなり差があると思うんですよ、進んでいるところと進んでないところ。県全体でいえば、これは指導者の負担も考えていくと。また今からの時代、当然これはもう否定できない、社会に巣立っていくと、必ずそれがないと、ある意味で社会で対応できない。遅かれ早かれもうやらなきゃいけない、これはみんながわかっていること。だけど、学校現場ではかなりの差があると、これをどうやって平準化といいますか、向上していくかという。

例えば、ある町は電子黒板を全小学校に導入してどんどん取り入れてやっている、あるところは導入したけれども、ビニールシートをかぶせてそのまま使っていないという、そういうようなところもあると聞いたりして、この辺の考えをどうある程度標準化していくかと。

この基本的な対策、私はどんどん進めるべきだと。教育のやり方も、従来のやり方と新しいやり方を交互にやりながら、いい部分を尊重していくという指導なんかもあるという、これはちょっと1つ確認です。

もう1つ、体育保健課の分で、防災教育推進の分で8月6日に県立劇場で防災教育をやる。小学校の校長先生も教頭もざっと呼ぶと。PTAとかそういう方も呼ぶと。これは1,800名入るんですね。私は、これを満杯にするぐらいに——片田教授が来るんですよ、釜石の奇跡を生んだ。本当に99.8%の、

ほとんど学校の生徒が亡くならなかったと。すぐ逃げるという教育を2年、3年と徹底してやっていたと。親にも、その教育が子供から親に伝わるという教育を徹底してやられたというすばらしい教授なんですけれども、この方の話を聞くと、大概防災の感覚が変わるとよく言われております、いろんなところでやられて。

これ実際に、校長先生とか副校長とか来ない人も意外といえるのかなと心配しているけれども、その辺のところの状況はどうなのかなと。トップの意識で全然防災教育は変わるものですから、この辺の状況を教えていただきたいと。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

ICTの整備状況でございますけれども、この学校の整備につきましては国の整備目標がございまして、校務用パソコンですと教職員1人1台とか、あと教育用のパソコンは児童生徒3.6人に1台とか、そういう整備目標がございまして、これに沿ったところで、県につきましては、スクールニューディール構想などを利用いたしまして、今、その目標をほぼ達成するぐらいの整備ができたところでございます。

あと、市町村の小中学校につきましては、国の補助事業を活用する整備主体が市町村ということでございまして、それぞれの市町村のちょっと温度差はありまして、結構それが進んでいるところ、まだまだというところもございまして、そちらの取り組みにつきましては、私たちとしても情報提供をしながら、そして研修につきましては、こちらの教育センター等で研修を進めながら、このICT活用と、いわゆる先ほど言われました電子黒板の活用とか、そういう研修を進めながら情報化の推進に取り組んでいるところでございます。

○溝口幸治委員長 もう1点、防災教育推進について。

体育保健課、城長課長。

○城長体育保健課長 8月6日の研修会でございますが、コンサートホールを会場としておりますので、1,800名ということで、各学校の管理職につきましては大体750程度、そしてPTAも同じ数ぐらいですので、大体1,400以上は埋まると思います。あと400名ほど余裕がございますので、ホームページ等を通じまして県民の皆様、一般に参加を呼びかけて、満杯になり次第締め切らせていただきますけれども、広く県民に御案内をしたいと思います。公立学校だけではなく、私学のほうにも通知を出しておりますので、ほぼ管理職については参加できると思います。もし学校行事等でどうしてもという場合には、別途管理職の先生方には同じ内容を提供できるような形をとりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 しっかり頑張ってください。

○上田泰弘委員 今に関連してです。8月6日って、これ何曜日になります。

○城長体育保健課長 月曜日になります。

○上田泰弘委員 何時からされるんですね。

○城長体育保健課長 午後1時から開催の予定でございます。

○上田泰弘委員 私、今小学校でPTAの役員なんかやっているんですけども、これも

非常にいい取り組みだと思います。それと、社会教育課が「親の学び」推進事業なんかもやって、振興局でやられてるんですよ。それ、いずれも平時の昼間なんですよ。これ、普通やっぱり保護者としては行きたいんですけども、やっぱり仕事があって行けないという声が非常に多いんですよ。せっかくいいことをされているのになかなか行けない、あるいは休みがとれないという保護者の方もいらっしゃるものですから、人件費とかいろんな問題もあるのかもしれませんが、家庭で教育しようと思うんだったら、やっぱり保護者が行かなければいけないと思いますので、そういう保護者も行けるような時間帯にもセッティングをしていただきたいという、これは要望でございます。お願いしておきます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山本秀久委員 11ページ、教育政策課。

ここにマイスターと書いてありますね。このことについて、どういうふうな教育の方針をしているのか、その説明をまず聞きたいと思います。

○田中教育政策課長 11ページに書いております授業マイスターの認定事業でございます。これは、県内の小中高、特別支援学校の中で、授業力に秀でた、いわゆる子供に対する教え方が上手だという先生、教員の模範となる教員という方々をマイスターとして認定いたしまして、この方々の公開授業を県内の先生たちが見にくると。そして、その上手な先生の授業の進め方を勉強して自分たちも勉強するというものでございます。

今、こちらに入れておりますけれども、昨年度から始めまして、12名の方々をマイスターとして認定いたしまして、昨年度、6名の方に公開授業をやっていただきまして、各先

生たちに見ていただいたということでございます。

○山本秀久委員 その結果は、どういうふうな反響が出ているわけ。その調査はしてあるわけ。

○田中教育政策課長 この公開授業につきましては、公開授業をやった後に、見学に来ていただいた先生たちと一緒に研究会をやっております。何でこのようなやり方をやったのかとか、それに対する効果はどうですかとか、そのようなマイスターの方々と先生たちの意見交換等をやりますし、あわせて、先生が使った教材などを共有するというような仕掛けなんかもやりますし、今進めているところでございまして、その参加した先生たちの反応といたしましては、やっぱり本当に秀でた先生の、マイスターの授業は勉強になるということで、今持ち帰っているいろいろと研修を重ねているところだというふうに評価しております。

○山本秀久委員 その成果は、参加された先生方のその後の授業の成果というものは、どういうふうな状態か、そういうのまで調査していますか。

○田中教育政策課長 まだ昨年度始めたばかりでございまして、昨年度の認定が秋過ぎぐらいにやりますし、実際の公開授業が年度末にやったというところでございまして、アンケートはいただいて、先ほど言いましたように、その研究会、公開授業を見てよかったという評価まではいただいておりますけれども、それが実際のそれぞれ持ち帰った学校現場でどのように生かされているかという評価は、まだ今からでございます。そこは、先生言われるとおり、評価をしながら進めていきたいと思っています。

○山本秀久委員 なぜこれを聞いたかという  
と、その成果が余りあらわれていないんです  
よ。いろいろ我々が現場から見ていてね。ま  
ず、教職員というものは、礼に始まって礼に  
終わるといふ、その礼儀作法が——こっちが  
ある程度、ある先生とおって、挨拶しても挨拶  
返すような先生がいないんだ。そういうふう  
な状態の現場を私は何回も経験しておるわ  
けだな。あの先生はどこの先生かと言うと、  
どどここの先生だと。面識のない人間と挨拶  
交わすなら、教職員ならば一応知らなくても  
挨拶すべきだと思うんだ、すれ違ってもね。  
そういうところから認識が遅いんだ。だから、  
どういう教育を、抜本的なものを考えて  
やっているのかなという面もあるわけ。

子供たちに教える教職員の人間は、ふだん  
会わない人でも、会えばこんにちとは返すぐ  
らいの能力を持たなきゃだめだと私は思うわ  
け。教員というのは、そういうことを——教  
えというものは、そういうものじゃないかと  
思うんだ、育むということだね。だから、そ  
ういう点で、これだけの教育のあれをやっ  
ているということは、その成果が出てこなきゃ  
何にもならぬわけだ、ただやっただけじゃ。  
よくそれが多いいんだ、教育の中には。

いいプランは立てるけれども、その成果が  
出てこないんだ、いつも。いいプランは確か  
にある。それが実際に身につけていけば何も  
言う必要はないけれども、ほとんど——何か  
問題が起きると保護者と対立が起きてしま  
う。だから、保護者が一番困っているのはそ  
ういう点ですよ。どうしてこういうことをわ  
かってもらえないんですかとか。

だから、いつも言うけれども、教育という  
ものは——前にもある親学の問題のとき、う  
ちの今溝口委員長が親学の勉強をしとるわけ  
だが、そういうときにちょっと私が触れて聞  
いたことがあるけれども、まず、教育という  
ものは、教育だけでは、ものは解決しない

だ、やっぱり。やっぱり福祉課とかいろんな  
各課にまたがった関連性を持たなければ、教  
育の基本というのは直ってこないと思うん  
ですよ。教育の中で一番心配するのは、保  
護者との関連と教職員の校長先生と教員との  
関連、そういうものの問題点が大分起きてい  
るはずだと私は思うんだ。

それと、ある問題でやっぱり総合的な関連  
を持って物事を進めていかぬと、私はいかぬ  
と思う。だから、それを一応こういう問題で  
はただ教えるだけじゃなくて、教える中に一  
つの社会的なつながり、人間のつながりとい  
うものを教えていくべきと私は思うんだ。そ  
れを強く要望しておきたいと思う。

以上です。

○小杉直委員 5点ありますので、区切って  
わかりやすく質問をします。

第1点が、15ページ、社会教育課長です  
な。親の学び云々の中に、子供という発言が  
あるですね。それから、田崎教育長が最初の  
冒頭挨拶の中で、子供たちというような発言  
があったんですが、この子供というのは、ど  
の程度の範囲を子供と教育委員会は考えて  
いるのかが1点。

それから、2点目が、33ページ、義務教育  
課長。

スクールソーシャルワーカーの配置につ  
いて説明がありましたが、私が知る範囲では、  
国からの予算削減があつておると思うです  
いな。それに対して、県はどう対応してい  
るかということです。

それから、3点目、38ページ、体育保健課  
長。

これは、城下先生とも関連しますけれど  
も、防災教育推進事業、これについてお二人  
から発言がありましたが、いろんな若い県民  
の人が被災現場を見にいった感想は、テレ  
ビ、新聞で見るのと現実の生の現場の大違  
いというふうなことで、非常に感銘、感動、そ



して、こういう災害を今後は絶対なくしたり、あるいは被害に遭わないような避難措置をしなければならないというのが若い人たちから返ってきた意見です。現地では、1円でもいいから物を買ってほしいと、1人でもいいから来てほしいというのが、被災に遭った周辺の人たちの意見だそうです。ですから、修学旅行を向こうの方面にアドバイスするお気持ちはないかどうか、将来の子供たちの防災教育として。

それから、4つ目が、同じく体育保健課長。

40ページだったかな、トップアスリートの支援と出ておるですね。これは非常にいいことですが、武道館がもう35～36年たって、非常に老朽化して、公式競技では狭い場所もあると。それから、父兄その他の見学者の座席数も少ないと。だから、施設整備として、これを建てかえるというお考えはないかと。

最後の5点目、いつもお願いする第一高校。

先般、テレビニュースでは、34～35年ぶりに70名ぐらいの男子生徒が入ったということで、教育委員会の陰からの御支援もあったと思いますので、お礼を申し上げるわけですが、その中で野球とサッカーを希望する生徒がおったわけですね。その野球とサッカーについて、どう今進んでいるか、これの質問。

5点です。

○溝口幸治委員長 誰から行きますか。

○石川社会教育課長 1点目の子供の範囲としてどのように考えているかということですが、済みません、教育委員会全体としてということではございませんが、「親の学び」プログラムという事業の中では、乳幼児から高校生までの子供たちを対象と、そういった子供を抱えている保護者の方を対象ということで考えてやっております。

○田崎教育長 私が述べました子供たちという観点につきましても、教育委員会が対応しておりますのは、幼児教育から小中高と対応しておりますので、今社会教育課長が申し上げましたように、広く捉えて子供たちということでは私の方は発言をさせていただいたつもりでございます。

○緒方義務教育課長 スクールソーシャルワーカーの件ですが、先生方には大変御心配をかけました。先生から御指摘がありましたように、本事業は国の補助事業として実施しているところで、国からの補助の削減がありまして、最初は当初計画どおりできなかつたんですけれども、関係課と調整を行いまして、現在、本年度当初計画どおり実施できるようにしておりますので。大変御心配をかけました。ありがとうございました。

○溝口幸治委員長 次は、修学旅行を被災地という話と武道館の建てかえと第一高校の野球、サッカーの今のあり方について、誰がいけますか。

○上川高校教育課長 第一高校の件でございますが、第一高校の男子生徒70名については、おかげさまで高校総体でも元気よく行進をいたしました。

また、野球部、サッカー部のお尋ねがございましたが、現在野球部に13名の生徒が加入をしております。そして、夏の予選にも、1年生だけでございますけれども、チャレンジをして出場するということを決めておるようでございます。

サッカーにつきましても、今練習場所等も大変苦心しておられますけれども、いろんな方面の御協力があつて、河川敷のほうで今練習を一生懸命やっているところでございます。今後の選手たちの活躍にも大いに期待し

ているところでございます。

以上でございます。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

熊本武道館につきましては、昭和46年オープン以来、ずっとその場でやっているわけですが、かなり老朽化とそれから大きさの面で十分な大会ができないということで、平成8年にも県議会で総合武道館の建設に関する建議が出ておりますが、その後、小杉先生初め県議会で御要望とかずっと出ておりますけれども、現段階では、今施設を研究するというので、これまでに何カ所かずっと各県の武道館を見てまいったところです。

近年ちょっと視察を怠っております、今年度は視察を計画させていただいて、また、武道館の建設に向けて、現状を把握しながら考えていきたいというふうに思っております。

○上川高校教育課長 もう1点、修学旅行のお尋ねがございました。

被災地への修学旅行については、大変意義あるものというふうに思いますが、昨年度の実績はございません。今年度は、これから、それぞれの地域にそれぞれの修学旅行の場所を学校で選定して上がってくるところでございますが、もし学校のほうでそういう計画をして上がってきた場合には、本課としてもできる限りのところで支援をしてまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○小杉直委員 順不同ですが、もう一遍質問をする部分と私なりの感想を言う部分とまぜて言います。

第一高校については、お話があったように、野球部もできて、サッカー部も場所を苦勞しながらも頑張っておるということでした

ので、安心しましたし、引き続き教育委員会も支援をお願いしておきます。

子供たちの範囲ですな。これは、前からの私の一つの持論ですが、もう18歳から選挙権を与えようというふうな世論がある一方、規範意識が非常に低くなって、非行少年、犯罪、社会問題化になつとるし、また、しつけの面からも、子供子供と言うなら甘えを与えるような気がするんですけどいな。

だから、社会教育課長は生徒というふうなことで説明されましたが、教育長とか高校教育課長に協議してもらいたいのは、やっぱり高校生までを十把一からげで子供というような表現で言うのは、私はちょっとどうかなと思っております。現場の校長先生の挨拶なんか、いろんな行事を聞いておきますと、生徒に対して、子供たちはと、こうおっしゃるわけですな。これはちょっと一考、考えていただいて、また後日御返事をいただきたいと。

これは質問ですが、義務教育課長のスクールソーシャルワーカーの配置の予算削減に対する対応は、大体県はどのくらい金額を対応しましたか。

○緒方義務教育課長 うちのほうで900万円措置しまして、年度当初と同じような金額のほうに戻しております。

○小杉直委員 国の予算削減に対して、県としては900万ぐらいの予算措置の追加をしたということですが、そのくらいの金額でしたかな。数千万じゃなかった。

○緒方義務教育課長 年度当初全体につきましては、4,813万でございます。そのうちの最初の計画では補助金が1,596万8,000円でしたけれども、削減になりまして1,120万7,000円の補助が国から来たことになりまして、その差額を補助させていただいているところで

ございます。

○小杉直委員 わかりました。いずれにしても発達障害がふえ続けておりますので、このスクールソーシャルワーカーは重要な仕事ですから、県のほうで補填したということについては評価するし、今後もひとつこれは取り組んでいただきたいと思います。

それから、体育保健課長の防災教育云々と武道館の件ですが、これは要望に変えます。

高校教育課長が言うたかな、修学旅行については。要望に変えますが、さっき言ったような理由ですから、ひとつできるだけ子供・生徒たちも現地を見に行くようなことが修学旅行その他に組み入れられないか、ひとつ要望をしておきます。それが生きた防災教育になると思いますので。

それから、武道館の問題は城長課長がおっしゃったとおりです。武道もトップアスリートの中にも含まれますから、どうぞひとつ今後とも武道館の再建については取り組んでいただくように要望しておきます。

以上です。

○橋口海平委員 20ページをお願いいたします。

要望で、この地域住民、対象者が地域単位となっているんですが、この地域というのがどこかわからないんですが、熊本でも危ない箇所が結構ある地域があると思うんですけども、そういうところをぜひ中心にやっただけのと、被災地の避難場所で、学校単位とかでそこの中で自治会などができたと聞いております。せっかく地域単位ですのであれば、キャンプをするのであれば、その地域のリーダーとなり得る方などを中心にして、またそこからこういうのをやったというのを地域の方たちに広めていただけるような、キャンプにしていきたいと思います。

以上、要望です。

○山口ゆたか副委員長 26ページの特色ある学校づくり支援事業について、1点お尋ねさせていただきます。

事業内容の中の新設校支援事業として、(2)の新設校連携協議会という組織がつけられるようでございますが、どういう形であるのか。そして、どういう課題解決、諸課題について解決策を模索するという内容であるという内容ですが、ちょっと具体的な内容についてお聞かせください。

○上川高校教育課長 新設校支援事業の連携協議会の中身についてでございますが、これは前期の阿蘇、それから上天草、矢部については、もう既に従前から行っているところでございますが、特に最初の新しい新設校を開校いたしますときに、それぞれ初めて開校いたしますので、それぞれの関係者、教職員が寄ってどのような形で開校していくのか、いろんな、組織的にもPTAが1つになるわけでございますし、同窓会も双方にあるわけでございますので、そのようなところで、どのように連携をしていくのか。これまでの、例えば阿蘇の場合は2つの学校が1つになります。上天草の場合もそうでございますけれども、複数の学校が1つになりますので、それぞれの学校の特色をより生かしながら、どのように新しい学校をつくり上げていくかというようなことを、同じような課題を持ったそれぞれの地域が集まって協議をするという内容でございます。

○山口ゆたか副委員長 組織の構成については、教職員であるとかPTAということがちょっと見えたんですけども、それ以外に構成メンバーはいないのかということと、諸課題というのが、その諸課題を解決するというのが、今後内容というのは進められて議論とかも行われていくんでしようけれども、もう

統合——ことしから大矢野高校も松商も天草東もなくなって、新たな体制で進めていく中で、今までも課題解決をどうやっていくかというのはさまざま議論が評議委員とかでもあったんでしょが、なかなか解決できてない分野も多々あるやに聞いておりますので、やっぱりこの協議会においてしっかりとそういった解決策を導く策を考えていただきたいなということをお願いしておきます。

最終的に目指すのは、結局は、学力の向上を図り、一人一人の進学の実現に最終的な目標を置いておりますので、まだまだ諸課題といっても、今統合されて最初の課題をクリアしているだけでございますので、まだまだこの協議会の役割というのはその先にあると思っておりますので、かなり充実していただきますことを要望しておきます。

○大西一史委員 21ページの文化課の文化財の保護に関してということですが、実は、けさ熊日の報道でもあってましたけれども、JR鹿児島線の高架化工事がずれ込むと、これは埋蔵文化財の調査があるためというような報道があっていたんですが、この中で、文化課のコメントとして、文化財調査、当初から織り込み済みのはずだと、だから想定された範囲内で実施しているから……

○溝口幸治委員長 済みません、それはその他で行きましようか。意外と議論になるかなと思います。

○大西一史委員 ああ、そう。じゃあいいですよ、それで。

○溝口幸治委員長 主要事業について、ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 今の大西先生の質問は、その他のところできちっとお答えをいただき

たいというふうに思います。

それでは、お待たせいたしました。警察本部から説明をお願いいたします。

○西郷警察本部長 常任委員会の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

まず、提出議案の説明に先立ちまして、今月3日に警察署員が飲酒運転により逮捕されましたことにつきましては、本席をおかりいたしまして、委員の皆様及び県民の皆様に対し、まことに申しわけなく、改めておわびを申し上げます。

県警といたしましては、これまで、職務倫理研修、職員の身上把握や指導、適正な業務管理を柱としました不祥事案防止対策を講じてまいりましたが、今後は各種対策の効果を検証するとともに、職員の心に響く研修、一步踏み込んだ身上把握、さらには、職員が誇りと使命感を持って職務に邁進できるよう職場や家庭におけるきずなを強める施策を推進するなど、不祥事案防止対策に組織を挙げて取り組んでまいります。

以下、着座で御説明させていただきます。

それでは、本県警察の業務概況などにつきまして御説明を申し上げます。

なお、各部門の業務概況及び主要事業につきましては、後ほど担当部長が説明をいたしますので、私からは、最近の治安情勢と本年の重要課題などにつきまして、その概況を説明させていただきます。

まず、最近の治安情勢であります。昨年の刑法犯認知件数は、過去最多でありました平成15年の約半分にあたる1万4,045件に減少し、前年対比ではマイナス1,264件、率にして8.3%の減少、さらには平成16年以降、8年連続の減少となりました。

また、昨年の交通事故の発生件数は1万47

5件で、前年対比でマイナス355件、率にして3.3%の減少、死者数につきましては86人で、前年対比でプラス8人、率にして10.3%増加をしておりますが、抑止目標は達成をし、また、死傷者数につきましては、7年連続の減少となっております。

一方、県民生活を脅かす犯罪の検挙では、昨年の検挙人員は4,385人で、前年対比でマイナス222人、率にして4.8%の減少という状況でありまして、検挙人員の増加という目標は達成できなかったものの、内容的には、全国的にも耳目を引く特異・凶悪事件を早期に検挙しており、一定の成果をおさめることができたと考えております。

しかしながら、昨年9月に実施しました体感治安に関する県民の意識調査の結果、依然として30%以上の方々が、悪くなった、またはどちらかといえば悪くなったと回答されておりまして、県民の体感治安の改善はまだまだ道半ばと言わざるを得ない状況にあります。

以上の結果と過去の治安対策を踏まえ、新たに平成24年1月1日から平成25年末までの総合治安計画として、「安全・安心くまもと」実現計画2012を策定いたしました。

実現計画2012では、県警察の運営方針であります「県民の期待と信頼に応える力強い警察」と、そのサブタイトルであります「県民とともに築く安全・安心な社会」を基本理念とし、県民の体感治安を左右する要因に目を向けたきめ細かな警察活動を展開するために、安全、安心を体感できる犯罪抑止、交通死傷事故の抑止、県民生活を脅かす犯罪の検挙の3つの基本目標と8つの重点を掲げ、各種治安対策を推進することといたしております。

内容的には、これまでの方向性を大きく転換するものではありませんが、九州新幹線の全線開業、熊本市の政令指定都市移行による交流人口の増加などに対応できるよう、犯罪のグローバル化対策や暴力団対策を強化する

とともに、治安上新たな脅威となっておりますサイバー犯罪対策などの対策に一層踏み込むこととしております。

この実現計画2012に掲げました3つの基本目標の本年5月末における現状につきまして簡単に申し上げます。

まず、安全・安心を体感できる犯罪抑止につきましては、刑法犯認知件数は5,603件とほぼ前年並みに推移をしております。

しかし、山鹿署管内におきます郵便局強盗、熊本東署管内におきます深夜飲食店強盗などの刃物を使用した凶悪事件が発生したほか、道仁会と九州誠道会の対立抗争がまだ収束をしていないなど、治安対策上の大きな懸念材料もあります。

今後とも、治安の安定が地域社会の強固な基盤となりますよう、管内の治安情勢の現状に応じた各種施策を強力に推進してまいります。

交通死傷事故の抑止につきましては、交通人身事故件数は3,786件と、前年対比でマイナス370件と減少をしております。しかし、死者数が33人と、前年対比でプラス4人増加をしております。特に、その中で高齢者が7割を超えるという現状を踏まえ、街頭における高齢者への直接的指導のほか、関係機関、団体と連携をした参加・体験・実践型の交通安全教育など的高齢者対策を推進しております。

県民生活を脅かす犯罪の検挙につきましては、刑法犯の検挙率が39%と昨年の検挙率を2%上回っている状況であります。

県警察では、今後とも県民の期待と信頼に応えることができるよう、総力を挙げて安全、安心な熊本の実現を目指す所存でありますので、委員の皆様方には、何とぞ御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、警察関係の議案であります、今回提案をしておりますのは、次の4件であ

ります。

第1号議案は、平成24年度熊本県一般会計補正予算についてであります。

これは、総合指揮室の指揮官用モニター設置経費472万5,000円、取り調べの録音・録画装置整備経費706万2,000円、DNA型鑑定施設(クリーンルーム)の設備工事経費3,578万円、そのほか、交通安全施設等整備費など肉づけ予算送りとして計上されました経費6億8,480万9,000円、総額7億3,237万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

第12号議案は、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、暴力団員などから危害を加えられるおそれがあると認められる者の直近や周辺で警戒活動に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給するための条例の制定をお願いするものであります。

報告第1号は、平成23年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これは、通信指令システム更新経費につきまして、警察費346万5,000円の繰越明許費の報告を行うものであります。

報告第7号は、専決処分の報告についてであります。これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決をしました10件の交通事故の和解の報告に関するものであります。

詳細につきましては、担当者から説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○溝口幸治委員長 それでは、主要事業について説明をお願いいたします。

金高警務部長。

○金高警務部長 警務部長の金高です。

それでは、お手元の県警の平成24年度業務概況の資料に沿って、警務部の主な点を御説

明いたします。

まず、2ページをごらんください。

第1は、県警の組織でございます。

表のとおり、公安委員会は現在3人の委員で構成され、県警の運営について管理をしています。

なお、公安委員の人数については、警察法の規定に基づき、熊本市の政令市への移行に伴い、熊本市長が推薦するお二人の委員を加えて、今後5人体制となる予定でございます。

次に、下の組織図をごらんください。

警務部は、この図の左側のとおり、いわゆる総務、人事、会計などの管理部門を担当しています。

また、この図の右側のところがございますが、熊本市警察部とあります。これは、警察法の規定に基づき、熊本市に対する総合窓口の組織として新たに設置したものでございます。なお、警務部長が熊本市警察部長を兼務することとなっております。

次に、3ページをごらんください。

警察官の定数でございます。

本県では、おかげさまで、平成14年度からこれまで合計281人の増員がなされ、現在警察官は3,056人の定数です。

下のグラフは、警察官1人当たりの負担人口です。グラフのとおり、本県の警察官1人当たりの負担人口は612人です。増員しても、依然九州各県で最も高い状態が続いています。

次に、4ページをごらんください。

警察職員の年齢構成です。特に、左側の警察官のグラフのとおり、若手と50歳代の比率が高く、この2極化が顕著な状態です。

次に、5ページをごらんください。

特に、第3の「安全・安心くまもと」実現計画2012でございます。

記載のとおり、こうした治安計画をこのたび策定しております。これについては、先ほ

ど本部長の説明のとおり、組織を挙げて取り組んでまいります。

続きまして、6ページから7ページをごらんください。

特に、下の段でございます第6の大量退職・大量採用時代への対応でございます。

これについては、またさらに特に7ページをごらんいただければと思うんですが、本年度は28人の退職警察官や警察職員を再任用しました。さらに9人の退職警察官を捜査実務伝承官として非常勤で再雇用しまして、それぞれ若手職員に対する捜査技能等の伝承に努めているところでございます。

続きまして、9ページをごらんください。

特に、第7の警察予算でございますが、警察予算額は前年比で微増しました。そのうち、人件費が占める割合については減少したところでございます。

その下の段、第8の警察施設のところでございますが、御案内のとおり施設の老朽化が進んでいるところでございます。

次に、10ページをごらんください。

第9の新熊本東署の整備でございます。

同施設は、東警察署としての機能のほかに、警察本部直轄の留置場などを併設します。熊本市東町に平成25年6月ごろまでには完成する予定です。

次に、11ページをごらんください。

第10の留置施設です。

先ほど御説明しました新東署に留置場を整備することで県内全般の留置業務の合理化等を図るとともに、より適正な業務に努めたいと思います。

主な点は以上でございます。また、お手元にカラー刷りの実現計画等の広報冊子を2冊お配りしております。後ほどごらんいただければと思います。

警務部からは以上です。

○岡生活安全部長 生活安全部の業務事業等

について説明いたします。

資料の13ページから23ページでございます。

第1、犯罪の起きにくい社会づくりの推進についてであります。

1の犯罪情勢ですが、昨年の刑法犯の認知件数は1万4,045件、前年比8.3%の減であります。また、本年5月末現在の刑法犯の認知件数は5,603件で、前年同期比マイナス5件と若干減少しております。

今後とも、2に掲げております各項目を確実に推進し、「安全・安心くまもと」実現2012に基づいた犯罪の起きにくい社会づくりの推進に努めてまいります。

特に、2の(5)に掲げておりますセーフティパトロール活動委託事業につきましては、緊急雇用創出基金による事業であり、平成21年度から実施しているもので、警備会社に新規雇用された警備員が犯罪の多発するおそれのある地域や時間帯に巡回パトロール等の活動を通じて犯罪の抑止等を図るものであります。今年度は、熊本市内3警察署及び大津警察署管内を重点としたパトロール活動を展開してまいります。

3の振り込め詐欺から県民を守る対策の推進につきましては、県民を振り込め詐欺被害から守る条例の施行を初めとした各種取り組みにより、平成21年以降、認知件数、被害金額ともに大幅に減少しております。

今後とも、この減少傾向を継続し、振り込め詐欺の撲滅を図るために、平成24年振り込め詐欺予防プログラムで設定しております各種取り組みを初め、関係機関、団体等とのさらなる連携、協働を積極的に推進してまいります。

4の子ども・女性安全対策につきましては、性犯罪の前兆と見られる声かけ等の届け出件数が昨年1,006件で、前年比95件増加しており、集計を始めた平成17年以降、最多と

なっております。

昨年は、声かけやつきまといなどに対し、本部の子ども・女性安全対策班が、外の合同捜査で87件の検挙、指導、警告を行っておりますが、今後も、これまで行ってきた取り組みを一層強化し、積極的な先制・予防的活動を推進してまいります。

第2は、ストーカー・DV対策についてであります。

昨年、県内においてのDV事案で、親族に対する接近禁止の保護命令が出されているのを無視し、被害者の実家へ押しかけてきたため逮捕した事案を初め、16ページ記載のとおり、多発するストーカー・DV事案に対し、各種法令を適用して検挙するなど、迅速、的確に対応しているところであります。

しかし、長崎県での殺人事件に例を見るまでもなく、このようにストーカー・DV事案は被害者の親族等にまで重大な被害が及ぶ危険性を有しているため、被害者を含む関係者の安全確保を最優先に、個別の事案ごとにその危険の度合いを見きわめ、避難措置や行為者に対する指導、警告の措置をとっているところであります。

次は、資料17ページの第3、少年の健全育成と保護対策の強化についてであります。

昨年の刑法犯少年の検挙・補導人員は1,395人で、前年に比べ13.7%減少しましたが、成人を含めた刑法犯検挙人員に占める少年の割合は30.4%と、全国平均を1.1ポイント上回っております。

一方、出会い系サイト等を利用した児童買春・児童ポルノ等の福祉犯被害を初め、性犯罪等の被害者となる事案が依然として発生するなど、深刻な状態が続いており、非行及び保護両面において厳しい情勢にあります。

このため、補導活動のほか、立ち直り支援等の活動及び少年を見守る社会機運の醸成を柱とする少年非行を生まない社会づくりを推進しているところであります。

また、インターネットを利用した児童ポルノ事件等の取り締まり強化、少年が利用する携帯電話のフィルタリング100%普及促進なども推進してまいります。

次は、資料18ページから21ページの第4、生活経済・生活環境・風俗事犯及びサイバー犯罪の検挙状況についてであります。

悪質商法やヤミ金融を初めとする生活経済事犯、廃棄物の不法投棄などの生活環境事犯、売春、賭博などの風俗事犯、インターネット等を悪用したサイバー犯罪は、関係法令が多岐にわたるとともに、犯罪の手口は悪質、巧妙、広域化の傾向にあります。

昨年は、古物の売買を仮装した無登録貸金業法違反事件、中国産ゴボウの産地偽装表示に係る不正競争防止法違反事件、広域不法投棄に係る廃棄物処理法違反事件、ソープラントにおける売春防止法違反事件、ヤフー株式会社をかたった組織的なフィッシング詐欺等事件など、社会的反響の大きい事件を検挙しております。

今後とも、県民の目線に立った取り締まりを推進してまいりたいと思っております。

第5は、地域警察活動についてであります。

資料の21ページからでございます。

全警察官の34%を占める地域警察官は、交番、駐在所等を拠点として活動し、全ての警察事象に24時間即応できる体制を保持しております。交番等の施設は、平成24年4月現在で、交番58カ所、駐在所116カ所、署所在地17カ所、警備派出所2カ所となっております。

また、地域警察には、県民から、いつも交番に誰かいてほしい、パトロールを強化してほしいという要望がなされているため、平成5年に交番相談員制度を発足させ、その後、増員を図り、現在では16警察署54交番に76人の相談員を配置しております。この制度の充実により、空き交番の解消及び交番勤務員の



パトロールの強化や検挙活動の強化等が図られております。

最後に、第6、通信指令業務についてであります。

通信指令課は、県下一円からの110番通報の受理と指令業務を行っており、昨年1年間に12万2,266件の110番を受理しております。

特に、注意を要する通報として、ストーカー・DV被害者からの110番がありますが、通信指令システムには前もって被害者の電話番号を登録することが可能であり、その結果、110番を受け早期に被害者の保護と被疑者の検挙につながるなど、その威力を十分に発揮しております。

また、ヘリコプター1機を運用する航空隊は、昨年ヘリで撮影した画像を警察本部等に送信するヘリコプターテレビシステムの更新、充実を図りましたが、ことし2月には、郵便局強盗の車両を追尾して早期検挙に貢献するなど、通信指令システムとの連携等により、県警の空の目として機動力を生かした活動を展開してまいります。

以上で生活安全部の説明を終わります。

○堀江刑事部長 それでは、刑事部から本年重点的に推進すべき主な施策の概要を御説明いたします。

まず、資料25ページから29ページの昨年中における刑法犯の検挙状況についてであります。

昨年中の刑法犯の検挙件数は6,186件、検挙人員4,385人であり、全体の検挙率は44.0%であります。このうち殺人、強盗など重要犯罪——この重要犯罪につきましては、26ページのほうに書いてございます。定義は、右側の備考欄のほうに書いてございます。この重要犯罪の検挙率は74.2%、それから侵入、窃盗、ひったくりなどの重要窃盗犯の検挙率、これにつきましては29ページを見ていただきたいと思います。重要窃盗犯の定義等

も、ここに記載してございます。こういった重要窃盗犯の検挙率は71.6%と、全国平均を大きく上回っているところでございます。

本年は、山鹿市鹿央町で発生しました郵便局対象の強盗事件でありますとか、熊本市石原町でのコンビニエンスストア対象の強盗事件等の凶悪事件が発生しまして、いずれも犯人を検挙したものの、3月に熊本市江津町で発生しました回転寿司店対象の強盗事件の犯人については、残念ながらいまだ検挙に至っておりません。

この重要犯罪につきましては、発生したらことごとく検挙するということが県民の皆様の高い願いでもありますので、一日でも早く犯人を検挙するため、捜査に取り組んでいるところであります。

次に、資料27ページをもう一度見ていただきたいと思います。

3の初動捜査の高度化に向けた施策の(1)犯罪追跡捜査体制の強化についてであります。

近年、道路環境の充実や交通機関、通信網の発達等によって、犯罪の広域化、スピード化、巧妙化がますます顕著になっており、こうした状況に対応して、犯人の犯行前後の足取りを確実に追跡し、犯人検挙に結びつけるための各種追跡用資機材の整備を進めております。

このうち、平成24年度の当初予算で整備することが決定している資機材の概要等は、同ページに記載しております。

今後、これらの資機材につきましては、警察本部や各警察署等に配備して、積極的かつ効果的に活用し、各種犯罪のさらなる検挙向上を図ることとしております。

次に、資料31ページの2、振り込め詐欺事件の認知・検挙状況についてでございます。

昨年中の本県における振り込め詐欺の被害認知件数については19件で、平成22年と比べてマイナス11件、平成21年と比べてマイナス

59件と確実に減少しているところです。

昨年は、妊娠中絶費用及び示談金目当てによる広域詐欺事件で、振り込め詐欺の電話をかけたりする実行犯を1人、携帯電話や銀行口座等の犯行のツールを提供するなどの助長犯を10人検挙しております。

振り込め詐欺は、被疑者が首都圏を初めとする遠隔地に所在することが多く、また、被害が広域にわたることから、関係都道府県警察との情報交換を密にし、積極的に協働、合同捜査を推進してまいります。

次に、資料33ページを見ていただきたいと思います。

1の暴力団対策であります。

本県におきましては、昨年、県暴力団排除条例が、また、本年4月までに県内全ての市町村で暴力団排除条例が施行されたところであり、県民の暴力団排除に対する機運が高まりを見せております。

こうした中、県警察におきましては、これまで熊本市中心部の暴力団排除特別強化地域内に存在していた8組織の8組事務所を昨年末までに全て撤去させるなど、条例による規制の効果もあらわれております。

しかし、暴力団は、取り締まりの手を緩めると、再び同地域内に組事務所を復活させたり、新たな団体が進出してくることなどが懸念されるため、今後とも暴力団の動向を確実に把握するとともに、絶対に組事務所を復活させない、進出させないための先手先手の対策をさらに徹底していくこととしております。

次に、資料34ページを見ていただきたいと思います。

(1)イの指定暴力団道仁会と九州誠道会の対立抗争についてであります。

平成18年5月に発生した暴力団道仁会と九州誠道会との対立抗争により、県下で拳銃を使用した殺人事件等が5件発生しております。このうち2件についてはいまだ未検挙で

あり、現在鋭意捜査中であります。

また、県警では、平成19年8月に、暴力団道仁会・九州誠道会集中取締推進本部を設置し、両組織に対する取り締まりを強力に推進中のところではありますが、本年4月、熊本、福岡、佐賀、長崎の4県公安委員会において、北部九州における暴力団対策に関する協定が締結されたため、関係の各県警察におきましては、県境周辺において暴力団事務所等に対する警戒活動等も強化しているところがあります。

最後に、資料41ページを見ていただきたいと思います。

1、DNA型鑑定についてであります。

最近の犯罪の巧妙化等に伴い、犯罪と犯人とを結びつける客観的な証拠の一つとしてDNA型鑑定の重要性が増しており、本県においても年間で2,000件前後のDNA型鑑定を行っております。

現在、県警本部の科学捜査研究所内に42平米のクリーンルームが1室ありますが、鑑定の増加とともに手狭になっていること、また、証拠能力を確保するため、被疑者DNA、これは犯人から採取したDNAの検体でございます、と遺留DNA、これは犯行現場から採取したDNAであります、これの混合の防止——現在は時間差で、時間を変えて被疑者DNAと遺留DNAを鑑定しております。こういった混合防止の上からも、もう1室、15平米程度のクリーンルームを設置すべく、6月補正予算でお願いしているところがあります。

以上、概要でございますけれども、刑事部からの説明を終わらせていただきます。

○浦田交通部長 それでは、交通部関係について御説明します。

43ページをお願いいたします。

最初に、第1の交通事故等の現状についてでございます。

まず、1の交通環境の推移ですけれども、表に示しておりますとおり、運転免許人口、車両台数、道路延長等は、平成19年以降、ほぼ横ばい状態で推移しております。しかしながら、高齢者の運転免許人口につきましては、右肩上がりが増加しているという状況にあります。

その下の2に交通事故の発生状況をお示しております。

県下の人身交通事故は、平成19年以降、発生件数、負傷者数とも減少しておりますけれども、死者数につきましては、昨年は86人と前年と比較して8人増加いたしました。

次に、44ページをお願いいたします。

(2)に昨年の死亡事故の特徴を記載しておりますが、グラフに示しておりますとおり、年齢層別では高齢者の死者が最も多く、状態別では歩行中が多数を占めております。なお、備考欄にありますように、歩行中の死者につきましては、高齢者が大半を占めております。

次に、45ページをお願いします。

(4)の自転車の交通事故につきましては、グラフ及び表に示しておりますとおり、ここ数年発生件数は減少しておりますものの、本県では全体で約1割、全国では約2割という状況になっております。

続きまして、第2の総合的な交通事故防止対策についてでございます。

1に記載しておりますとおり、本年から2年間、高齢者の交通安全の確保、自転車の安全利用の推進、飲酒運転等悪質・危険運転者対策、シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底、この4点を対策の柱としまして重点的に交通事故抑止活動に取り組んでいるところでございます。

例えば、高齢者の交通安全の確保につきましては、先ほど本部長からも説明がございましたとおり、街頭で指導するキャッチプロジェクトという対策を推進中でございます。こ

れは、街頭で交通上危険な高齢者を把握して個別に指導を行うものでございまして、4月末現在で約2,200人を把握しているところでございます。

次に、46ページをお願いします。

2の高齢者対策の推進についてでございます。

高齢者対策につきましては、先に申し上げました対策のほかに、歩行者教育システム、あるいは「点灯くん」「ビジィくん」という実際に手でさわって機能を検査する機械があるんですけれども、これを使った参加・体験・実践型の交通安全教育を初めとしまして、高齢者世帯の戸別訪問活動、あるいは運転経歴証明書制度の周知、普及といった対策を推進しているところでございます。

3の自転車対策の推進でありますけれども、これは、従来から実施しております自転車指導啓発重点地区・路線というのがございますけれども、これを本年さらに拡大しまして、ここを中心に指導、啓発や交通違反の取り締まり、これを強化しておりますほか、熊本市や八代市の高校、中学校に対しましては、高校生等の違反指導の状況等の提供を行うということで教育機関と連携した活動を進めております。

次に、47ページをお願いします。

4の交通安全思想の普及啓発活動についてでございます。

年齢層に応じた体系的な交通安全教育の実施や関係機関、団体と連携した反射材活用の促進、光る反射バンドとかそういうやつでございまして、それから自転車の安全利用及び飲酒運転根絶に向けたチラシあるいはポスターを作成し、これを広報、掲示するなどして広報啓発活動を推進しているところでございます。

5の事業所に対する安全運転管理につきましては、法定講習の実施により事業所の交通事故防止の徹底を図るものでございますけれ

ども、昨年は、県下一円35回の講習を実施しまして6,217人が受講をしております。

次に、48ページをお願いします。

6の悪質交通違反の取り締まりについてでございます。

交通事故に直結します悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置きまして、取り締まりを推進しております。とりわけ飲酒運転につきましましては、車両や酒類を提供した者、また、飲酒運転の車両と知りながら同乗した者、こういうのをいわゆる周辺者3罪と申しますけれども、この取り締まりも強化しているところでございます。

次に、7の暴走族対策の推進についてであります。

暴走族につきましましては、県民からの取り締まり要望も高く、徹底した取り締まりとあわせまして、中学生、高校生に対しましては、暴走族加入阻止教室の開催などを含めまして、総合的な対策を行っているところでございます。その結果、昨年の暴走族に関する110番通報は前年よりも若干減少いたしております。

しかし、本年におきましては、小集団によるゲリラ的な暴走、あるいは暴走族風に改造2輪車によります集団ツーリング、旧車會と申しますけれども、これがふえるなど通報件数も増加傾向にありまして、予断を許さない状況にあるというところでございます。

次に、49ページをお願いします。

8の交通安全施設等の整備でございます。

昨年度は、九州新幹線の全線開業に伴いまして、熊本駅あるいは新玉名駅周辺を中心に信号機や道路標識等の新設工事などを実施したところでございます。

本年度も、社会資本整備重点計画に基づいた重点事業でありますゾーン対策、生活道路対策でございますけれども、それから自転車利用環境の整備などのほか、老朽化した信号機や道路標識等の更新を進めてまいることと

しております。

第3、その他の1、運転免許関係制度改正への的確な対応についてでございます。

本年4月1日に施行されました運転免許更新手数料の減額、あるいは運転経歴証明書の身分証明書としての機能充実、あるいは聴覚障害者の運転可能な車種を普通貨物車や自動2輪車にも拡大、こういうことがありましたので、この周知を図りますとともに、円滑な施行に努めてまいりたいと考えております。

次に、2の運転適性相談等の確実な実施についてでございます。

てんかんなど一定の病気にかかっている方に対しましては、運転免許の可否を的確に判断する必要があります。そこで、病状に応じた運転適性相談等が確実に実施できるように、積極的な広報や相談窓口の整備等に取り組んでいるところでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

3の講習予備検査への対応についてでございます。

75歳以上の方が運転免許を更新される場合は、記憶力、判断力の検査を受けなければならないこととなっております。これを講習予備検査と申すわけでございますけれども、この制度が開始されてから、これまで4人の方が運転免許取り消し処分を受けられております。

そのほか、検査結果に応じました講習等によりまして、交通事故防止のための支援を実施しているというところでございます。

最後に、4の酒気帯び運転等の違反者に対する取消処分者講習の試行開始についてでございます。

これは、飲酒運転などで免許の取り消し処分を受けた方が、欠格期間を終了しまして再び免許を取ろうとする場合に受ける講習でございますけれども、この場合に、この講習を受けないと免許が取れないことになっております。

この講習の特徴といたしましては、アルコールの依存度を知るためにテストを行ったり、あるいはカウンセリングを盛り込んでおりまして、飲酒運転の再発防止、飲酒依存からの防止を図るということとしております。

現在、本県以外でも、福岡県など14府県で試行を開始しておりまして、来年度から全国的に実施という予定になっております。

以上で交通部関係の説明を終わります。

○高橋警備部長 それでは、警備部の業務概況について説明させていただきます。

お手元の資料の51ページをごらんください。

第1は、大規模災害等緊急事態対策の強化についてでございます。

まず、東日本大震災に伴う警察措置です。

本県では、津波注意報が発表され、災害警備本部を設置して所要の警備措置を実施しましたがけれども、被害の発生はなく、震災直後から機動隊を中心とする広域緊急援助隊の出動準備を整え、県機動隊などを被災した東北3県に特別派遣しております。これまでの特別派遣状況につきましては、資料51ページの表のとおりでございます。

次に、自然災害の発生状況です。

過去、熊本県では、平成15年の水俣豪雨災害など多数の死傷者を伴う大雨災害が幾度となく発生しています。本年は、6月8日の梅雨入りと同時に、熊本県警察災害警備準備室を設置するとともに、各署においても署災害警備準備室を設置し、警備態勢の確立を図っているところでございます。

先週末の大雨や昨日の大雨では、県の南部地域で床上・床下浸水の被害が出たほか、県内では、山・崖崩れなどが発生しましたがけれども、人的被害は幸いにもございませんでした。近年の県内における自然災害による主な被害状況については、資料の52ページのとおりでございます。

なお、ことし1月には、災害で孤立のおそれがある天草地区において、自治体、自衛隊、海上保安庁などの関係機関と連携し、船舶やヘリコプターを投入した実動訓練を実施したところです。

このほか、大規模災害等に際し、本部総合指揮室の機能強化を図ることを目的に、総合指揮室指揮官用モニター9台の整備を要望しているほか、東日本大震災の教訓を踏まえて、ポータブルトイレなど、資料54ページに記載しておりますとおり整備品を整備しているところでございます。

次は、新型インフルエンザへの対応状況についてでございます。

資料の55ページをごらんください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、今後、国や県が示す行動計画の改正状況を踏まえまして、熊本県警察新型インフルエンザ行動計画の見直しを進めてまいります。

次に、家畜伝染病への対応です。

資料57ページでございます。

これは、伝染病の爆発的な感染拡大や経済等への著しい影響を踏まえ、国家的レベルでの危機管理初動対処体制を強化する必要により、一昨年12月から警備部が担当することになり、諸対策に取り組んでいるところでございます。

また、これら家畜伝染病は、これまで県内での発生は確認されておりませんが、過去九州隣県において発生していることから、今後も危機感を持って迅速、的確に対処してまいります。

第2は、テロに対する警備諸対策の推進でございます。

資料は57ページをお願いします。

まず、テロをめぐる警備情勢ですが、我が国は、アメリカの同盟国としてイスラム過激派からテロの標的と名指しされており、国内でいつテロが発生してもおかしくない情勢に

あります。

特に、昨年5月、米国の作戦行動によりオサマ・ビンラディンが死亡し、今後も米国等に対する報復テロも予想されることから、国内でテロを発生させないために警戒活動を初めとする警備諸対策を推進しております。

また、最近では、外国が発生源と思われる我が国の企業や政府機関に対するサイバー攻撃も頻繁に発生しており、治安や経済への深刻な影響も懸念されることから、県警では、昨年5月、金融機関など重要インフラ事業者に呼びかけて熊本県サイバーテロ対策連絡協議会を設置するなど、サイバーテロ対策を強化しているところです。

第3は、警備事件捜査の推進です。

資料は60ページでございます。

まず、右翼対策の推進です。

右翼の中には、暴力団まがいの違法行為を行う者も多く見られ、資金獲得の目的で企業、自治体等に対する執拗な街頭宣伝活動を行っています。特に、街頭宣伝活動は、騒音被害や交通渋滞など平穏な市民生活を害するおそれもあり、さまざまな法令を適用して違法行為の取り締まりに努めております。

次に、不法滞在者対策の推進です。

本年1月1日現在で、我が国には約7万人の不法残留者がいると見られ、さまざまな外国人犯罪の温床になっており、これらが形成するコミュニティがテロリストに悪用される可能性も懸念されるところです。

そこで、県警では、入国管理局等の関係機関との連携による取り締まりを強化し、事件検挙に努めております。過去5年間の県内における警備事件の検挙状況につきましては、61ページの表のとおりでございます。

最後に、当面の課題への対応です。

資料は62ページでございます。

まず、災害に係る危機管理体制の再点検、再構築の進捗状況ですが、東日本大震災への対応で得られた反省、教訓事項を整理すると

ともに、県民の安全対策を推進するため、昨年12月、熊本県警察災害対策検討委員会を設置し、警察本部や各警察署が災害時に機能不全となった際の移転先の確保など、バックアップ体制の確保や警察機能を維持するための業務継続計画の策定などを行っております。

次に、平成25年に秋に予定される第33回全国豊かな海づくり大会くまもについてでございますが、天皇皇后両陛下の御臨席が恒例化している行事でございますので、本年4月1日付で全国豊かな海づくり大会警衛対策室を設置して、今後、関係機関とも連携しながら、警衛警備の万全を期して警備態勢の確立など所要の業務を推進してまいります。

以上で警備部の業務概況説明を終わらせていただきます。

○溝口幸治委員長 ここで、昼食のため、暫時休憩をいたします。1時10分から再開します。

午後0時9分休憩

午後1時9分開議

○溝口幸治委員長 それでは、再開いたします。質疑、どなたかございませんか。

○小杉直委員 県警にお尋ねしますが、部長の挨拶の中に、飲酒問題を起こした警察官の懲戒免職についておわびを兼ねておりましたが、本会議でもおわびをされておったですたいね。だから、引き続きおわびを求めるとい気はありませんが、ちょっとお尋ねします。

ここに新聞記事がありますが、新聞記事をそのまま解釈すると、これは警察官が出勤途中の事故ですか。

○浦田交通部長 済みません、これは署に出勤する途中の朝の事故でございます。

○小杉直委員 であるならですよ、組織としての反省というんですか、同時に、再発防止について、どういうお考えか、お尋ねしたいと。

○木庭首席監察官 首席監察官でございます。

県警では、過去にも飲酒運転事案がございました。そういった反省を踏まえまして、今までも、機会を見つけまして、そういった飲酒運転事案防止についての教養等をやってきました。

また、職員が飲酒会合に行く場合は必ず届け出を出させて、そして、その届け出に基づいて、幹部が指導するとか、あるいは車と酒を分離するために飲酒会合場所については車を持ち込ませないとか、あるいは非常招集の場合も必ず飲酒の有無を確認して招集するとかということをやってまいりました。

ただ、今回は、そういった対策が、出勤途中ということで、まして飲酒会合場所に行ったわけでもないし、若干そういった対策が功を奏しなかったというところで、今後は、今回の事案を踏まえまして、やはり職員の平素のそういった飲酒実態をこれまで以上に詳しく把握しまして、そして、ふだんからやや多量にお酒を飲むといえますか、飲酒する人については、健康管理的な面の必要性もありますので、そういったところから、そういった人については、個々具体的に指導していくとか、あるいは家族の人にも協力を求めて、職員が飲酒運転をしないように、また、ふだんから節度ある飲酒をするように、自宅等でも協力をお願いするというのを今考えております。

今までの対策とこういった対策をあわせまして、もう二度とこんな職員を出さない、出たくないということで、決意を新たにしているところでございます。

以上です。

○小杉直委員 ちょっと個人的になりますが、私も若いときにはかなり酒を飲んでおりました、体を壊したからもう最近はほとんど飲みませんけれども、御承知のとおり、酒というのは、百薬の長ともいいますし、楽しい酒、悲しい酒、ストレスを憂さ晴らしする酒とあるですたいね。だから、それはもう警察官に限らず、人間誰しも酒は大いに飲んで結構だと思いますが、今首席監察官がおっしゃった取り組みということも大事でしょうばってんが、私は、つまるところは本人の、一人一人の自覚ということになるかと思うとですたいね。

だから、その自覚を、いかに今おっしゃったようなやり方で平素から促すかということが1つと、これはですな、飲み出したら素面と違うもんですけん、だんだんだんだん酒好きはどんどん飲んでいくわけですな。これが明るく日に残るか残らないかというのを本人はわからない場合もありますので、例えば、一つの方法で、タクシーの運転手さんがよく自分で採用されておりますが、市販された自分でこう検知する簡易がありますでしょう。ああいうことの運用はいかがですか。

○木庭首席監察官 まず、職員の自覚につきましては、今までは、個別の面接における指導、これも年に2回ほどやっておりました。ただ、やはりどうしてもそういった飲酒に非常に踏み込んだ部分が少なかったと、足らなかったと反省しております。全体的な教養等を含めて、そういうところでもやっておりましたけれども、先ほども申しましたように、今後は、そういった平素の飲酒状況をもう少し深く把握して、その付近の自覚を促すと。

やはり、こういった事案の最大の原因は、職員が他人事と考えておるわけですよ。ですから、やっぱり職員の自覚を促す。そのた

めには、そういった個々具体的な指導をしていくということで考えております。

それから、飲酒の簡易検知器ですけれども、これにつきましても、ほとんどの職員がもう保有しております。私も持っております。こういう保有の有無についても、職員からそういう届けといますか、持っているかどうかを出させて、持ってなければ、じゃあどうやってあなたは2日酔いを防止するんですかということを確認して、なるべく持たせるように——全く飲まない職員は別ですけれども、ほとんどの職員はもう持っております。

以上でございます。

○小杉直委員 くどくなりますが、私の知合いのタクシー運転手は、前の日に飲んで、明るる日に運転されるわけですが、何か2,000~3,000円らしいですもんね、あれは。私は最近やめていますから買っておりませんが、その簡易検査というのは、その正確度は高いんですかね。

○木庭首席監察官 3,000円ぐらいのやつを私も持っておりますけれども、正確度についてはきちんと把握しておりませんが、これは個人のあれですけれども、私自身残っていると思いつつも出ないこともありますので、私はこれは余り信用してはいけません。ただ、値段が非常に高いやつについては正確度が高いと聞いております。1万円ぐらいするやつについては、ただ、2,000~3,000円については、やはりこれを過信してはならないということで職員にも指導しております。

○小杉直委員 もちろん今おっしゃったように、過信してはいけませんということももう十分わかりますので、それなりの運用でよからうと思っております。ただ、もう55歳でしょう。し

かも、交通課の警部補でしょう。いわゆる監督者側の人ですたいね。だから、言語道断の行為ですけれども、懲戒免職と新聞に載っておりますが、この処分の妥当性についてはどうお考えですか。

○木庭首席監察官 処分の妥当性について、ちょっと私がこう申し上げるのはあれなんですけれども、単なる2日酔い運転でありますと、全国的なこういった懲戒処分の例を見ますと、停職処分というのもあります。ただ、本件は、単純な2日酔い運転じゃなくて、新聞にも報道されましたように、深夜、日がかわっても飲んでいる。飲んだ時間は正確には覚えてないみたいですが、明け方近くにも飲んだようなことを本人が話している。呼気1リットルから0.63という非常に高いアルコール分が検出されているということからしますと、懲戒処分の免職というのは厳しいですけれども、これはやむを得ないと私自身考えております。

以上です。

○小杉直委員 組織にとっても非常に悲しい出来事だし、本人にとっても、やっぱり懲戒免職ということは大変な処分で、今後の人生も苦しいと思っておりますけれども、やっぱりきょうの報告にもあるように、日ごろ議員の先生方の意見を聞いても、日ごろから非常に県警はいろんな各種対応に頑張っておるということで高い評価なんですよね。たった1人の不心得でやっぱり組織の信用とか県民の信頼とかに傷をつけるし、また、私はOBですけれども、現職の警察官が現職の警察官を逮捕するという本当に悲しい出来事になるわけですね。ですから、今後ともしっかり取り組んでいただいて、再発防止に努めていただくようお願いいたします。

以上です。



○大西一史委員 関連して、済みません。

今、小杉先生のほうからも結構厳しい御意見が出てました。私も、これは本会議の一般質問のほうで、この不祥事問題ということは厳しく質問させていただきました。これは、平成22年の9月定例会でも、実は1回聞いているということもあって、その後の対応というのはどうなんだということです。これは教育委員会にも当然そうです。件数ベースを見ると、それは教育委員会も多いし、それから警察本部のほうも必ずしもこれは少ないというふうには言えないと思うんです。

飲酒運転といいますか、酒気帯びも含めて、飲酒運転ということに関しては、それ以降なかったんですね。平成22年の私が9月定例会で質問した以降はなかったんです。今回初めて、初めてというか、それ以降出たということで非常に私も残念に思っています。

一番やっぱり私が心配しているのは、現場の取り締まりに当たる警察官の人たちが、非常に捜査がしにくくなるというか、取り締まりがしにくくなるということが、やっぱりこれは警察のそういう権限を持っている中で、これは非常に厳しく受けとめていただかなければならぬというふうに思うんですよね。

本会議の警察本部長の答弁の中でも、いろいろな研修がなかなか響いていないとか、一人一人の職員に届いてないとか、いろいろな要因があったと思うんですが、そういう中でも比較的平成22年以降はゼロだったわけで、ある程度は、この飲酒に関しては、組織的な統制は私は効いていたんだろうと思うんです。だから、ちょっと今回の、しかも質問をする準備をしている最中に逮捕ということで、非常に残念に思ったわけです。

いずれにしても、この現場の警察官への影響というのがやっぱり出てくるんじゃないかと思いますが、その辺はどうかということが1つと、それから、再発防止でいろんな取

り組みをやるということでもありますけれども、私は本会議場でも申し上げましたけれども、やっぱり第三者的ないろんなアドバイスをいただかないとだめだというふうに思います。

公安委員会からいろいろ指導を受けているというような答弁があったんですが、公安委員会も、飲酒とかそういった不祥事の専門家が集まっているわけじゃありませんので、そういう意味では、いろいろな学識者も含めて、そういった人から話を聞いていただかなきゃいかぬというふうに思いますので、その辺の今後の取り組みということに対して、どうお考えなのかという、この2つをお聞きしたいと思います。

○木庭首席監察官 現場の仕事がやりにくくなるということは、今回の事案で——交通部長もいらっしゃいますけれども、まだ私のほうにはそういう報告は入っておりませんが、ただ、私も交通分野は非常に長いんですけれども、こういう事案があった後は、やっぱり現場の取り締まりで悪態をつかれること、再三再四ありました。そこはじっと我慢してやるしかないということでやってまいりました。今回も、多分現場では、そういう悪態をつかれるシーンは必ずやあっているんじゃないかならうかと思っております。

それから、第三者的なアドバイスですけれども、先ほど申しましたけれども、ふだんからお酒をやや多量に飲むといいますか、ちょっと量が多い方については、そういった専門の先生がいらっしゃいます。そういった専門の先生のお話あたりも本人に聞かせて、そして自分の飲酒の問題点について気がついてもらうというようなことも考えております。

以上でございます。

○大西一史委員 一応そういう取り組みについてやっていただくということですが、それ

と、もう1つ、ふだんお酒を——さつき小杉委員のほうからもお話がありましたけれども、飲む方というのは、大体ある程度傾向というか、やっぱりわかると思うんですね。本当にお好きな方というのは、どれだけでも飲んで気持ちよくなるということですので、それを組織全体でお互いに注意し合うということですよ。

そういう意味では、県警は、私今回の質問をする中で、組織全体のきずなを高めるということを非常に重視してやってこられてたということで、私は、それはある程度効果があって、余り出なかった部分があるのかもしれないなというふうには思うんです。

ただ、今後、その辺もぜひ強化していただいて、これはやっぱり厳罰化だけではなくおさまらぬということもありますので、そういう組織全体のきずなとか、そういうコミュニケーションですね。これは人間関係が希薄化すればすればほど孤立していつて、どんどん誰も注意をしなくなるというようなことになっていくと思いますので、これはこれ以上答弁要りませんけれども、その辺をぜひ重視してやっていただきたいということをお願いしておきます。

○山口ゆたか副委員長 今警察本部のほうからさまざまな声を聞くことができたんですが、教育委員会においても、やはりさまざま——今組織という言葉が出てきたと私は思っております。治安を守る組織、そして教育をつかさどる組織として、今回教育委員会としての不祥事もありましたけれども、今の警察本部の答弁等々、考え方等々もしんしゃくしていただきながら、教育委員会においても、もう一度組織という視点も持ちながら、教育をつかさどる組織としての組織のあり方ってどうなんだというのちょっと再考していただきたいと要望しておきます。

○小杉直委員 関連して。

これは要望ですけれども、誤解のないようにちょっと補足しておきますが、私は警察組織で自浄作用が十分あると思いますし、3千数百人の警察官の中でたった1人の不心得者が全体の信用とか威信を傷つけたということですから、第三者に委託して、これを今後再発防止云々という考えはありません。もう組織の中で、自浄作用で今後取り組んでいただいて、それで達成することができると思っておりますので、誤解のないよう言うとききます。

○浦田交通部長 交通部のほうから、取り締まりの関係について若干御報告させていただきたいと思えます。

確かに、交通取り締まりは、ふだんから違反者の方からばり雑言を浴びせられる中で、感情的になることなく、冷静に切符を処理して、交通事故防止につなげているということでございます。

今回の飲酒運転の事案に関しましても、それで仕事が特にやりにくくなったというのはまだ聞いておりませんが、現場の声としては、いよいよ近々また飲酒運転取り締まり強化月間をやりますので、そのときに県民の皆さんがどういう反応をされるかということだろうと思えます。

飲酒運転の取り締まりにつきましては、いきなりあなた飲酒運転ですよということではなくて、まず、御協力お願いしますということで、検知器とか出して息を吹きかけてもらって、呼気にアルコールが入っているかどうかと、そこから入るわけですから、いきなりばり雑言を浴びせられることはないと思えますけれども、こういう状況ですから、今後取り締まり強化月間におきましては、よく現場の者に言っておりますけれども、声なき声の人の県民の期待があるんだと、飲酒運転防止のためにやっているんだと、そういう自覚を

持ってやってほしいと。そういうことで激励をして進めております。交通部として、参考まで。

以上です。

○小杉直委員 わかりました。

○城下広作委員 これはちょっと違う角度の部分で、確認の意味で。

後で自転車のことがあるから自転車のところでちょっと言おうと思ったんですけども、アルコールを飲んで自転車に乗っても検挙の対象だということは意外と知らないから、意外と知らないというか、同じ罰則というか、刑は重いですから。注意はありません、いきなり検挙ですから。これは勘違いをされて、車だったらだめだけど自転車はオーケーという考えを持っていたら間違いだということは、これはしっかり理解しとかなないと危ないということは——多分、警察そうですね、自転車はだめですね。自転車に飲酒で乗るとするのはだめですね。

○浦田交通部長 酒酔い運転というちょっとひどい場合になりますと、これは検挙の対象になります。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○大西一史委員 33ページの組織犯罪対策、特に暴力団対策についてのちょっとお尋ねをしたいと思います。

昨年の4月から県暴力団排除条例というのが施行されて、先ほど御報告にもあったとおり、県内全ての45市町村で条例が全部そろったということで、ある程度の対策といいますか、条例ベースでの対策というのはできるといふふうに伺っているんですが、ただ、その中でちょっとやっぱり気になっていることがありまして、この45市町村のそれぞれの条

例の条文で、やっぱり若干差があるといいますか、いろいろと要件といいますか、そういったものについて、その整備の中身ですね、条例の条文の中身が、ちょっと整合がとれてない部分があるんじゃないかというふうな話も聞いたことがあります。

それで、都道府県別でいろいろ調べますと、都道府県でもやっぱり若干違いがあるんですが、特に県内でせつかく条例を県のほうで施行したけれども、市町村でばらばらということではいかぬというふうに思うわけですね。

その辺の状況がどういうふうになっているのか。私も、これは一般質問でやろうかなと思ってちょっとお聞きしたので、若干伺ってはおるんですが、その45市町村の中で暴力団排除の4項目というのがあるらしくて、例えば全ての公共工事なんかの契約というものを対象としているかどうか、それから対象者がいわゆる社会的に非難されるべき関係であるかどうか、それと下請再委託契約の排除規定が整備されているかどうか、それから通報・報告制度に関する規定が整備されているかどうか、この4つの要点があるというんですが、これらが整備されているところと整備されてないところというのがあるというふうに伺っていますが、その辺の状況をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○堀江刑事部長 今の点につきまして、私もちょっと勉強不足で若干まだ詳細に把握をしておりませんので、またそこは確認をしまして、正式に御回答はしたいと……。

○大西一史委員 把握されていないということですが、もう恐らく多分担当の方は把握されているんだろうと思います。大体24自治体で、この4項目が整備されていて、全体の大体53%らしいんですね。わかっている聞くなよという話なんですけど、ただ、やっぱり皆さ

んに知っていたいただかないといかぬという意味も込めて、実は質問させていただきました。

ですから、やっぱりこういったことで——後は、それ以外でも、この条例の条文とかその要件を充足しているかどうかということと同時に、県警とそれぞれいろんな協定であるとか合意をされるということですから、その辺で一応カバーできるというふうには伺っているんですね。

だから、基本的には、条文を最終的にはきっちり大体全体合わせていただくということが必要だと思いますけれども、その辺での整合性がとれてないということで、この取り締まりなり何なりに影響が出ることはないということで受けとめとっていいんでしょうか。

○堀江刑事部長 その点につきましては、いろいろ申し合わせ書、そういった協定というものです。また各市町村とも取り交わしてやりますので、漏れはないというふうにやっていきたいというふうに思っております。

○西郷警察本部長 御説明をさせていただきますけれども、県下の条例、市町村の条例が若干規定のばらつきがあるということにつきましては、それぞれその自治体の御判断というところもありますので、ある程度やむを得ないところもあるのではないかとこのように思います。

しかし、県警としましては、先ほどおっしゃいましたそれぞれの項目ができるだけ暴力団対策に効果があるようお願いをしているところでありまして、その方向は持っております。しかし、それぞれの自治体の実情でありますとか、そういうお考えというのものもある程度尊重していく必要はあるかというふうには思っております。

○大西一史委員 条例制定権というのは、それぞれの自治体あるいは議会で定めることなので、それを侵害してはならぬと私もそう思います。ただ、ある程度モデルとか逐条解説とか、そういったことをきちっと県警なり警察本部のほうでもされてるといふふうに思いますので、その辺でやっぱり甘さが出ないようにしないと、さっき御説明の中にもありましたとおり、暴力団というのは、非常に巧妙にこういう法の抜け道といいますか、そういったものをくぐり抜けてくるということがあるというふうに思いますので、その辺はぜひ徹底をしていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

○小杉直委員 資料の中でもよかですか、報告事項。

○溝口幸治委員長 今の主要事業の……。はい。

○小杉直委員 20ページがサイバー犯罪です。それから、59ページがサイバーテロ。これに対して、県警は対応しておられるわけですが、先般視察をさせていただいたら、科捜研の中にクリーンルーム、つまりDNA鑑定とか、証拠保全とか——重要なそれは増設ということで今議会に出してありますので、それはそれで安心したわけですが、サイバー犯罪、サイバーテロをするところの捜査員が、初めて行きましたが、約20名近くおられたわけですね。それなりの機材が机にずっと置いてあるわけですが、クーラーがないんですね。これは県の財政に言わんといかぬことではあるけれども、どうですか、クーラーを近い将来設置する方向に行くお考えについては答弁ができますか。

○赤星会計課長 その件については、毎年度今の時期に各所属から要望調査をとりましてやっております。いわゆる250万円以下の事業費で対応する部分でございますけれども、昨年度につきましては、各所属からの要望が1億6,800万円程度、100項目程度上がってまいりました。

その中で、生活環境課からは、サイバー室の空調というのも実際上がっております。ただ、残念ながら、当時は生活環境課の中では優先順位が2番目でございます、そういうもろもろも勘案しながら会計課のほうで検討し、優先順位を各所属振ってやったわけですが、結果的には去年は予算措置はできませんでした。

そういうことで、今年度また各所属要望をとりますので、その中で要望を受けまして、先生方の御意見等を踏まえまして検討させていただきたいと考えております。

○小杉直委員 わかりました。はい、結構です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○山本秀久委員 今のに関連して、前に私は聞いたことがあるけれども、警察の中でもどうしても必要なところがあるらしいんですね、冷房が。暑くて、何かよく覚えとらぬけれども、必要な部屋が、どうしても冷房が欲しい部屋があるというようなことを聞いたから、そういうところは優先的に要求したらどうですか、警察として要求を。どうしても捜査に支障が出ると言われたことが一回あったんですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、今関連して、小杉先生が言うように、やっぱり警察の中でも、どうしても冷房、暖房が必要なところがあるらしいんですよ。それを区分けして、要るところはやっぱり優先的

にしてやったらどうですか。

○溝口幸治委員長 要望ですね。ほかに。

○大西一史委員 1つ、5ページからずっと6ページ、7ページということで、特に6ページの第6ですかね。大量退職・大量採用時代への対応みたいな話がありました。4ページにありますかね、警察官の年齢構成比がかなりいびつになっているということで、特に35歳ぐらいから50歳ぐらいまでの間がへこんでますよね。これは多分、県の事務職あたりもそういうことでちょっと採用を抑制したのためにこういうふうになっているということがあると思います。

その中で、退職警察官の活用ということですが、すけれども、この辺でどのくらい埋めることができるのかということが1つ。

それと、やっぱりこれは中途採用みたいなことを結構事務職あたりではやっていると思うんですが、その辺は警察官の場合はどういう扱いになるのか、それがちょっとよくわからないものですから、その辺を教えてくださいということなんです。

○吹原警務課長 警務課長の吹原です。

正確な資料というものは持ち合わせておりませんので、概要的なもので御説明いたしますと、確かに2極化が著しくなっている現状ではあります。ただ、数年前の平均年齢が県警の場合44歳でありまして、現在39歳という形になって、大量退職に伴って若年層がかなりふえてきているという現状の今過渡期にあるのかなということでもあります。

いびつな構造は、確かにおっしゃるとおり、採用の予定数であったり組織がだんだん大きくなっていったときに、増員もここ10年で280名とか若い人が入ってきていますので、構成上、今がちょっといびつな形になっているかなと。間もなく、大量退職の時

代が終わっていきますのが平成32年ぐらいです。それから正常な形といいますか、あるべき形のほうに近づいていくのではなからうかと思えます。

それと、退職警察官の活用状況についてですけれども、1つは再任用制度というものがございまして。もう一つは、実務伝承官制度という。現状は、警務部長のほうから説明がありましたように、ことしの場合、28名が再任用、実務伝承官の場合が9名と。これも実務伝承官の場合は、非常勤職員として、基本的に警察官としての仕事、個々の単一の事件は扱わずに、本人が培った技能伝承だけを指導して伝授していくという形であります。

再任用の場合は、あくまで実員、定員の中の1名ということで、現場で60を超えても、その方々が現場で警察官と同じような仕事をしていくということで、いずれにしても、しばらくの間は、いかに伝承的なものやっていくか、現場の惜しまれる技能がある方を、再任用の制度の活用と、それから非常勤としてのこのような実務伝承官というものを併用しながらということになっていきます。

ただ、再任用も無制限なものではございませんので、定数管理上、余りにもその辺のところバランスを欠いてもいけませんので、真にまだまだ健康で、やめるには惜しい方々に対しては、再任用という形の中で希望し、また、あるいは組織として残っていただくという形のことを交渉しながら、毎年毎年その数については日々検討していくという形になっていくのかなと思えます。

それから、中途採用の関係につきまして、本年度も、サイバー犯罪捜査官、それから心理判定員等々、それぞれの枠を募集しております。サイバー、語学、それから臨床心理の関係、こういったものを、やっぱり適宜後継者の育成という観点から、節目節目というか、何年置きにという必要とされるようなときに、その年度の採用予定の中に入れなが

らと。計画的に織り込んでいるという状況ではございません。

以上です。

○大西一史委員 今説明で大体わかりましたけれども、なかなかこれは財政的な事情もありますから、もう無制限にどんどんどんどん警察官をふやすということはできない。ただ、そういう中でも、比較的警察官の採用に関しては、議会でもいろいろ予算がついてるとおりでして、ある程度ニーズが高いということもあって、されてるところがあります。そういった年齢構成がいびつになることで組織全体が非常に態勢がとりにくくなるということがないように、その辺は留意をしていただきたいということをお願いしときます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、主要事業等に関する質疑を終了いたします。

続いて、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、教育委員会、それから警察本部の順に説明を求め、質疑については、それぞれの説明の後に受けたいと思います。

それでは、教育委員会から説明をお願いいたします。

教育政策課、田中課長。

○田中教育政策課長 教育政策課でございます。

まず、教育委員会所管の平成24年度6月補正予算の総括的な説明を申し上げます。

お手元の説明資料、平成24年度補正予算等の1ページをお願いいたします。

補正を計上した事業は、教育政策課、学校人事課、社会教育課、施設課、高校教育課、

義務教育課、体育保健課、7課の一般会計に係る事業でございます。補正額は、合計27億6,000万円余の増額をお願いしております。

以後、関係課から、本資料とあわせて、別添に補足資料というのを差し上げておりますので、これに基づき説明させていただきます。

それでは、教育政策課から御説明いたします。

本資料は2ページ、その次のページになります。補足資料は、1ページの上段でございます。

本資料で、まず、教職員人事費でございます。1,786万4,000円の増額をお願いしております。

これは、説明欄に記載の教職員住宅建設事業費につきまして、廃止住宅の処分に要する解体工事費等の経費を計上しているものでございます。

次に、教育政策課の本資料で9ページに飛びます。飛ばしていただきまして、債務負担行為の説明をさせていただきます。補足資料のほうは最後のページ、22ページになります。

債務負担行為、事務機器等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、県の教育センターで使用いたしますパソコン等のリース料といたしまして、平成25年度から29年度の5年間分の8,354万円を計上しているものでございます。

教育政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○柳田学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の2ページの下段をお願いします。

教職員人事費でございます。6億5,842万円余の増額をお願いしております。

事業費は、説明欄のところにありますよう

に、1つが管理運営費の障がい者就労支援事業でございます。2つ目が児童手当等でございます。

補足説明資料の1ページをお願いします。

まず、最初の障がい者就労支援事業でございますが、598万4,000円を増額お願いしております。

事業目的としましては、県立学校に非常勤職員として障害者を雇用しまして、校内におけるさまざまな業務に従事することによりまして、就労に向けて必要な能力や各種技能の習得を図り、就労につなげるというものでございます。

事業内容のところを見ていただきますと、募集、雇用の方法につきましては、あらかじめ県教育委員会が配置する学校を決定いたしまして、公共職業安定所等で公募の上、雇用をしたいというふうに考えております。

職務内容につきましては、データ入力等の事務作業、あるいは校内実習等における補助的な業務、農作物へのかん水・散水、農場等の除草等でございます。

今年度は、10名雇用する予定にしております。25年度が20名、26年度が30名ということで、毎年度10名ずつふやしていく予定にしております。

補足説明の2ページをお願いします。児童手当でございますけれども、6億5,244万円余の増額をお願いしております。

これは、教職員等に支給する児童手当等のうち、当初予算では平成24年6月支給分のみを計上しておりましたので、残り10月と2月に支給する分を今回計上いたしております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○石川社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料については3ページ、それから補足説明資料についても3ページをごらんくだ

さい。

まず、社会教育総務費でございますが、54万7,000円の増額でございます。

まず、1番の社会教育諸費の(1)社会教育関係団体補助でございますが、これは、社会教育の振興及び団体の育成を図るため、社会教育関係団体を実施する事業に対し、事業費の一部を補助するための経費でございます。

(2)の社会教育関係九州地区大会等補助でございますが、これは、ことし8月に熊本県で開催されます第63回九州地区公民館研究大会熊本大会に係る経費の一部を補助し、社会教育の振興発展を図るための経費でございます。

補足資料については、4ページのほうをお開きください。

(3)の青少年教育施設管理運営費でございますが、これは、県立天草青年の家の地下タングの改修に要する経費でございます。

次に、図書館費でございますが、1,214万4,000円の増額でございます。

1、管理運営費の(1)貴重資料調査・研究・活用等推進事業でございますが、これは、県立図書館が保有する古文書について、未整理となっております相良文書や細川藩時代の武家の文書等を初めとする貴重資料に係る保存対策及び将来の研究、活用に資するための目録化等に要する経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小田文化課長 文化課でございます。

資料の10ページの上段をお願いいたします。

平成23年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告ですが、社会教育費として154万9,000円をお願いしております。

その内容は、熊本城整備、具体的には馬具櫓、続塀の復元でございますが、この補助金が1件でございます。平成23年度当初予算で

計上しておりましたが、この整備を承認する国の専門委員会が延期して開催され、事業着手がおくれたため、事業費の一部につきまして平成24年度に繰り越すものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○後藤施設課長 施設課でございます。

資料は4ページでございます。補足資料は、5ページから7ページとなっております。

4ページ、資料1段目の学校建設費でございますが、県立高等学校の施設整備などに要する経費といたしまして18億8,244万5,000円をお願いしております。

このうち、主な内容につきましては、右欄にありますように、学校施設の整備に伴う文化財の発掘調査や耐震化に要する費用でございます。

次に、資料2段目の特別支援学校費でございますが、県立盲・聾学校、支援学校の老朽・危険施設改修などに要する施設整備費をお願いしております。

以上、施設課計といたしまして、19億3,535万7,000円を計上しております。

続きまして、繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

資料の10ページ、下の段をお願いいたします。

高等学校費、特別支援学校費でございますが、国の第3次補正に伴う事業を2月議会で補正したこと、それから学校行事や授業などにより工事期間の調整を行ったこと、また、工法の選択に当たり不測の日数を要したことなどによりまして繰り越しを行ったものでございます。

高等学校費につきましては、上から下3段目まで、それから特別支援学校費につきましては、その下の段、合計しまして15億2,474万2,941円を繰り越しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく



お願いいたします。

○上川高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料は5ページ、補足説明資料のほうは8ページからになります。よろしく申し上げます。

本説明資料の上段の教育指導費につきましては、1,699万5,000円の増額をお願いしております。

1の学校教育指導費の(1)「夢への架け橋」進学支援事業は、進学等の高校生の夢の実現を支援するため、教員の教科指導力と専門性のさらなる向上を図るものでございます。補足説明の8ページのところの事業内容にありますように、教員向けの研修会や講演会、先進校派遣などを実施いたします。

(2)の高校生の留学促進事業は、高校生に留学支援金を支給することで、外国語運用能力と国際感覚を備えたグローバルな人材の育成に資するための経費でございます。

次に、2の(1)のがんばる高校生県表彰事業は、あらゆる活動等で他の模範となる高校生を表彰することで、夢のある教育の実現を図るための事業でございます。

(2)のスクールソーシャルワーカー配置モデル事業は、494万9,000円を計上しております。

現在、小中学生を対象に配置されていますスクールソーシャルワーカーを新たに高校生にまで拡大するため、県立高校に1名をモデル的に配置するものでございます。これにより、その効果や今後の展開、可能性について検証してまいります。

次に、2段目の教育振興費でございますが、4,868万1,000円の増額をお願いしており、1の産業教育設備費は、農業、工業、商業などの専門高校における産業教育に伴う実験実習に必要な備品を購入するための経費でございます。

次に、3段目の学校建設費でございますが、2,634万1,000円の増額をお願いしております。

1の県立高等学校施設整備費は、水俣高校及び水俣工業高校の再編統合により新設した水俣高校に必要な施設を整備するための経費でございます。

以上、高校教育課におきましては、9,201万7,000円の増額をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

引き続き、よろしいでしょうか。

次に、資料の12ページをお願いいたします。

第17号議案として、専決処分報告及び承認について提案しています。

これは、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するもので、13ページに記載しております債務者に対する訴えの提起に係る専決処分について本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として支払い督促の申し立てを行っておりますが、先般県が行った支払い督促に対し、債務者から異議が出されました。異議が出された債務者については、資料の12ページの2の専決処分の理由にありますように、民事訴訟法の規定により支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

このため、議会で御審議いただく時間が少ないことから、知事の専決処分といたしましたので、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○緒方義務教育課長 資料の6ページをお願

いします。補足資料は、12ページ、13ページになります。

教育指導費304万6,000円の増額をお願いしております。

まず、(1)の「かがやけ！肥後っ子」事業でございますが、毎年九州各県持ち回りで開催している九州国公立幼稚園会研究大会の第53回大会が、今年度は熊本県での開催となります。本事業は、大会への助成金10万円でございます。

次に、(2)の地域と共に創る熊本版コミュニティ・スクール推進事業でございます。

熊本版コミュニティ・スクールを推進するため、指定校の実践研究を行うための経費として126万1,000円を計上しております。

補足資料は13ページになります。

最後に、(3)の英語授業改善検討事業でございます。

本事業は、子供たちの英語力のうち、特に読む力を育てるために独自の読み物教材の作成に向けて検証を行うもので、168万5,000円を計上しております。

なお、読み物の題材としては、ことし3月に配付した道徳教育用郷土資料「熊本の心」を活用したいと考えております。

義務教育課分については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、上段の保健体育総務費でございますが、959万7,000円の増額をお願いしております。

主な事業でございますが、まず、右側説明欄の1の(3)の子どものこころの健康づくり支援事業でございます。

補足説明資料では、16ページになります。

本事業は、美里町をモデル地区として、い

じめや不登校等、メンタルヘルスに関する課題や、その要因となる発達障害などの課題の解決を図るため、地域の学校、家庭、専門医等が連携し、児童生徒の心の健康づくりに取り組む体制の整備を図ることを目的に実施するものでございます。

次に、説明欄(4)の実践的防災教育総合支援事業でございます。

補足説明資料では、17ページになります。

本事業は、天草市をモデル地区として、緊急地震速報受信システムを活用した防災訓練など実践的な防災教育を行うことで、児童生徒がみずからの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育成することを目的に実施するものでございます。

両事業とも、文部科学省の委託事業として実施するものでございます。

次に、中段の体育振興費でございますが、1,202万1,000円の増額をお願いしております。

主な事業でございますが、説明欄の2の(3)総合型地域スポーツクラブ育成支援事業でございます。

補足説明資料では、20ページになります。

本事業は、総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ推進委員等の地域スポーツの推進に寄与する人材育成と資質の向上を図り、身近にスポーツを親しむ環境をつくるとともに、スポーツを通して県民の健康で活力ある生活を営む環境づくりに寄与することを目的に実施するものでございます。

最後に、下段の体育施設費でございます。失礼いたしました。8ページでございます。

主な事業でございますが、説明欄の1の(1)藤崎台クスノキ群安全対策事業でございます。

補足説明資料では、21ページになります。

昨年9月に、藤崎台県営野球場敷地内の国指定天然記念物であるクスノキ群7本のうち1本から枯れ枝が落下するという事態が発生

いたしました。その後、全ての木について調査しましたところ、同様に落下の危険性のある枯れ枝が数十カ所、そのうち、特に大きな枝が2カ所あることが判明いたしております。この2カ所につきましては、落下すれば来訪者等にけがを負わせる可能性があるなど、特に影響が大きいと考えられたことから、来訪者等の安全を確保するために今回撤去を実施するものでございます。

以上、体育保健課におきましては、総額3,601万8,000円の増額をお願いしております。

続きまして、資料11ページをごらんいただきたいと思っております。

繰越明許費繰越計算書の説明でございます。

保健体育費として2,473万8,088円、教育災害復旧費として1,035万5,000円の繰り越しをお願いしております。

両事業は、昨年6月に発生しました藤崎台県営野球場の西側崖面の崩落箇所の復旧及びその周辺の崩落防止工事を施行するものでございます。昨年度の11月補正予算で計上した事業でございますが、工法等の検討により実施設計に日数を要し、工事の施工期間の確保ができなかったことにより年度内の執行が困難であったため、繰り越したものでございます。

体育保健課につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんか。

○大西一史委員 まずは、学校人事課にお尋ねします。

障害者の就労支援事業ということで予算が上がっておりますが、これは県立学校の非常勤職員として障害者を雇用するというもので

すが、そもそも教育委員会の障害者の法定雇用率というのは非常に低かったような気がします。非常勤職員ということではありますけれども、この事業をすることによって法定雇用率にどういう影響があるのかというのを教えてください。

○柳田学校人事課長 23年6月の時点で障害者の法定雇用率が1.65%になっています。これは2%以上がクリアという数字ですので、これは人数で換算しますと37名ほど不足をしている状況でございます。

今回、3年後には届きませんが、毎年10人ずつぐらいふやして行って、30名ぐらいはこちらのほうでカバーできればというふうに考えております。

○大西一史委員 学校現場で障害者を雇用するというのは、なかなかこれは難しい面があるというのは私も以前いろいろ調べた中で承知はしておりますが、できる限り——法定のものをクリアしてないというのはやっぱり問題ですので、こういう事業を活用して、ぜひ法定雇用率の達成に向けて頑張っていただきたいというふうをお願いしておきます。

それと、もう1点よろしいですか、委員長。

○溝口幸治委員長 はい。

○大西一史委員 スクールソーシャルワーカーについて、高校教育課のほうで新しい事業として配置モデル事業が出ています。これは、モデル的に県央地区、湧心館高校に1名配置ということですが、何で湧心館高校を選定したのかというのが1つ。

それから、これは1名ですけども、これはまずモデル事業でありますから、今年度検証して大体効果があるということであれば、来年度以降、当然ふやしていくという方向で

あろうかと思えます。

ただ、先ほど小杉委員のほうからもお話がありましたとおり、義務制のほうでやっぱりなかなか国の補助がつかないということもあって、なかなか難儀したということもありますので、この予算的な財政的な裏づけの部分というのを、今後どういうふうを考えていくのか。

この2点をお聞きしたいと思います。

○上川高校教育課長 まず、スクールソーシャルワーカーのモデル配置として今年度湧心館高校に配置する件でございますが、御案内のとおり、湧心館高校は、全日制……（「マイクをこっちに向けんな」と呼ぶ者あり）失礼しました。湧心館高校は、全日制と定時制と通信制という全ての課程を有しておりますので、さまざまな課題を抱えた子供たちのモデルケースとしてはふさわしいというふうに判断したところでございます。

さらに、地理的要因といたしましても、モデル的なケースでございますので、検証する教育委員会としても、検証するときに検証しやすい条件であるというふうには考えております。

スクールソーシャルワーカーが子供たちの背景にありますいろんな環境とつながっていくときに、やっぱり時間的な問題もございます。勤務時間が定刻であると、なかなか家庭に入っていくということも難しくなりますが、これが定時制の高校ですと、その動きも、ほかの拠点校として、ほかの学校にかかわっていく場合も利便性があるのではないかとということも、また同時に考えておるところでございます。

それから、もう1点は、今後のことですが、ぜひ今年度しっかりと検証をして、その必要性について、あるいはその効果について、私どもも検証してまいりたいと。その結果として、もちろん拡充する方向で今

考えておるところでございます。一気にということではなくて、順次ということになるかと思えますが、国の予算の動きもございませし、それもにらみながら、今後拡充の方向ではいきたいと思っております。

○大西一史委員 今、なぜ湧心館高校かということの説明がありまして、それは理解しました。それと、もう1つ、財政面も、いろいろある中でも拡充していきたいという方向で考えておられるということも確認できました。

これは、義務制のスクールソーシャルワーカー、今現在、多分17名ほどいらっしゃるというふうに思います。これも各教育事務所にそれぞれ配置をされておられて、それぞれの学校に行っておられる。ただ、やっぱり時間的な制約もある、それから地理的な要因もあるということ、なかなかやっぱり大変のようです、現場の声を聞くと。

この義務制とその県立高校でのスクールソーシャルワーカーというのが別々じゃなくても、私は、これは連携しながら十分活用できると思うんですね。だから、ただ単に人数だけをふやせばいいという問題ではなくて、既に経験を持っているスクールソーシャルワーカーの人たち、特に中学校あたりを見ておられる方は、逆にいえば高校生までカバーできる可能性もやっぱりありますから、それと今既に配置されているスクールソーシャルワーカーの方々との連携といいますか、活用というの、ぜひ図っていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、続いて警察本部から説明をお願いいたします。

赤星会計課長。

○赤星会計課長 それでは、予算関係議案につきまして、お手元の説明資料に基づいて御説明いたします。なお、補足資料、A4版の縦長も配付しておりますので、あわせてごらんいただくようお願い申し上げます。

まず、説明資料1ページをお願いいたします。

第1号議案、平成24年度熊本県一般会計補正予算(第1号)の警察費についてでございます。

初めに、警察本部費で1億9,680万5,000円の増額をお願いしております。

これは、中学生以下の児童を持つ職員に対する児童手当の支給に要する経費であり、当初予算に計上しておりません本年10月以降に支給されます手当の経費を計上しているものでございます。

次に、装備費の補正額として961万4,000円を計上しております。

これは、ヘリコプター維持管理費として機体の振動解析装置を購入する経費と、災害警備対策費として災害警備対策の拠点施設となります警察本部総合指揮室の指揮官用モニターを設置するための経費でございます。

なお、災害警備対策費につきましては、知事のマニフェストにあります「災害に負けない熊本」に関連する事業として、幸せ実感推進枠で実施する事業でございます。

次に、警察施設費の補正額1億5,052万8,000円は、警察施設の整備及び維持管理に要する経費でございます。

警察施設整備費(単独事業)につきましては、老朽化の著しい駐在所、宿舍等の新築整備、改修工事等を行うものでありまして、内容は、菊池警察署西寺駐在所及び旭志駐在所、加えまして小国警察署黒川駐在所、これらの新築工事など補足資料に列挙しておりますとおりでございます。

次に、県有資産活用推進事業は、未利用の

用地売却のための測量委託等に必要な経費で、対象施設は熊本南警察署富合町新駐在所、新は字名でございますけれども、ここや熊本東警察署旧託麻交番、これらのものでありまして、これも補足資料に列挙しております。

次に、新熊本東警察署庁舎等整備事業は、昨年9月議会で工事請負契約締結について御承認いただきました熊本東警察署等の新築工事において、埋設物等の解体工事、これら変更工事のために必要となる経費でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

警察活動費の補正額3億7,542万9,000円は、警察各部門の運営及び交通安全施設整備に必要な経費でございます。

右側の説明欄1の一般警察運営費につきましては、重要備品等整備費として、補足資料に列挙しておりますとおり、警察車両、執務用椅子及び指紋用画像処理装置の更新に要する経費を計上しております。

説明欄2の生活安全警察運営費は、犯罪のない明るく住みよい社会の実現に寄与することを目的として、防犯活動支援、広報啓発事業等を推進しております熊本県防犯協会連合会の各種事業に対する補助金でございます。

説明欄3の刑事警察運営費の(1)刑事企画調査費につきましては、取り調べの可視化に資する取り調べの録音・録画装置、これを整備するものでございます。

次に、(2)の捜査基盤の強化については、初動捜査支援システムの更新に伴う設置工事等を行うものでございます。

(3)犯罪科学捜査活動の充実は、DNA型鑑定を行うためのクリーンルームを充実するための経費でございます。

DNA型鑑定を行う際には、ごみ、ほこり等がなく、温度、湿度、これらが一定に保たれた清潔な空間であるクリーンルームで作業を行う必要があります。現在、クリーンルー

ム1室で運用しておりますが、狭隘化、鑑定件数等増加に対応し、迅速、的確な鑑定を図るため、2室に充実するものでございます。

説明欄4の交通警察運営費は、運転免許を受けた方などの利便の増進を目的として、自動車安全運転センターが行う交通違反者等に対する累積点数通知業務等の事業を実施するための人件費でございます。これに対する補助金でございます。

説明欄5の交通安全施設費は、安全で円滑な交通環境を確立するため、信号機や道路標識・標示といった交通安全施設等の整備充実に必要な経費でございます。

主な内容は、信号機の新設及び改良、大量更新時期を迎えた老朽信号柱の更新、節電対策としての信号灯器のLED化、これらでありまして、これも補足資料に列挙のとおりでございます。

なお、整備場所につきましては、現在検討中のものもあり、これら交通規制に関する公安委員会の意思決定もまだ行われておりませんことから、現在のところ申し上げることができない状況でございますので、御了承お願いいたします。

以上、平成24年度6月補正の予算総額は7億3,237万6,000円となり、増額補正後の平成24年度警察費歳出予算総額は392億6,403万3,000円となります。

以上です。

次に、3ページをお願いいたします。

報告第1号、平成23年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

今回は、地域企画調査費で346万5,000円の繰り越し設定をお願いしております。

これは、熊本市の政令指定都市移行に伴い、通信指令システムを改修するものでありますが、政令指定都市移行日後に同システムの地図や住所データ上に5つの区名を反映させる調整作業が必要であったことから、平成

24年度へ繰り越しを行ったものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吹原警務課長 警務課長です。

それでは、第12号議案、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての条例案について御説明いたします。

改正の内容は、条例案文等説明資料の5ページから8ページになります。

委員長、副委員長の御承認を得まして、卓上のほうにA41枚の資料を配付させていただいておりますので、それに基づいて説明させていただきますと思います。

その資料を説明いたします。

熊本県警察職員の特殊勤務手当につきましては、現在、23種類、28区分の特殊作業に対する規定がなされております。この中で、第27号作業として、銃器犯罪捜査従事手当というものが規定されております。

現在の規定では、ここに表記しております銃器を使用している犯人の逮捕、人質の救出、犯罪現場での固定配置、暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所の警戒等の作業が支給の対象となっております。

今回改正をいただくのは、これに加えまして、いわゆる保護対策に伴う支給ということでございます。隣県の福岡での、22年から最近まで、暴力団排除の運動に対しての、リーダーであったり企業の関係者に対する銃器を使用したところのいろんな凶悪事件が発生しております。全国的な部分の中で、この動きに対して、警察庁のほうで、24年度の地財計画の中で予算措置をとりまして、この辺の保護対策に伴う支給手当というものを一斉にという形の通知を得ましてお願いしているところでございまして、具体的には、暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認めら

れる者の直近や周辺に警察官の配置指定を行う、その人の身の安全の確保のための警戒措置、これに従事する警察官に対しての支給ということで、新たに追加をお願いするものであります。

以上でございます。

○木庭首席監察官 首席監察官です。

報告第7号議案、専決処分について御報告いたします。

資料は、9ページから12ページになります。

この専決処分の報告は、県警の公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもので、今回は資料記載の10件について報告させていただくものです。

それぞれの事故の概要は9ページ以降に記載のとおりでありますけれども、内容的には、人身交通事故が3件、物損交通事故が7件となっております。

なお、番号2の人身事故につきましては、おとし、平成22年7月の深夜、熊本市北区四方寄町の国道3号上で発生したもので、警ら中の北署員が周辺の不審者警戒に気をとられまして中央線をはみ出し、対向してきた普通乗用車と衝突し、相手車両に乗車されていた8名の方全員が負傷された事故であります。負傷された8名の方のうち、7名の方につきましては、さきの2月議会までに和解が成立し、2月議会等で報告しておりましたけれども、今回残りの1名の方とも和解が成立したため、報告するものでございます。

その他の事故につきましては、緊急走行中で現場臨場中のものとか、あるいは暴走族の取り締まり中などに発生したもので、いずれの事故も県警が加入しております任意保険で対応しております。

県警では、こういった公用車による交通事故を1件でも減少させていくために、本年3

月、公用車交通事故防止総合プラン2012という施策を新たに作成しまして、若手警察官を対象とした運転実技訓練を強化するなど、公用車事故の実態に即したさまざまな対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○小杉直委員 この補足資料の2ページ目、DNA型鑑定に必要なクリーンルームの増設工事に関する経費、これについては、先ほど私は質問の中で、もう既に上程されて認めていくような話をしましたが、今の補正予算の中で出てきましたので、改めてこちらのほうで了承の賛成をするということで訂正しておきます。

それから、その上の取り調べの可視化に資する取り調べの録音・録画装置の整備に要する経費、5台ですな。これはどうしても設置せんといかぬですかね。

○堀江刑事部長 これにつきましては、警察庁のほうから試行の拡充というようなことで、取り調べの可視化についてもうちちょっと対象範囲を広げてというようなことで通達文等が来ておりまして、現状が本部と一部所属しかありませんので、これを積極的にやるにはやはり——現在県警では、ブロック署といまして、それぞれのブロックに、天草であるとか、阿蘇であるとか、そういったブロック署を設けておりまして、そこに最低1台はないと、やはりそういった拡充ということに対応できないというようなことで、一応5台をお願いしたいということでもあります。

○小杉直委員 よその警察の一部とか、警察庁の一部では、取り調べについての行き過ぎとか、まあ事実かどうかはわかりません

が、マスコミで取り上げられて社会問題化しとるですたいね。熊本県警においては、そういうことは今まで一切あっておりませんし、今後もなかりうと思えますから、この可視化に対する録音、録画をする必要がありますかな。本部長どがんですか。

○西郷警察本部長 お答えいたします。

この可視化のための録音・録画装置の整備というのは、今でも5台備えて実施しているわけでありましたが、この可視化に関してはいろんなお考えがあるかとは思いますが、県警察としましては、何と言いましょうか、この取り調べの結果を、録画、録音によって、さらに証拠的に補強して強化していくというふうな立場で使っていきたいということでありまして、必ずしも何でしょうか、全ての取り調べを可視化といいますか、録画、録音していくということ、これをお願いしているわけではありません。

今言われますように、県警察では、これまで取り調べの中におきまして問題があったということはないわけでありましたが、この録画、録音された記録を、現状の取り調べの調書などの証拠をさらに補強する、そういう意味で使用対象を広げていきたいという、そういう考えでございます。

○小杉直委員 もう3年ぐらい前ですかね、前警察庁長官の吉村さんという方だったと思えますけれども、全国の25万人の警察官に成りかわって主張すると言って、文藝春秋に5ページにわたって、これでは捜査ができないというような、この可視化について反論されておりましたし、最近のやっぱり警察の人、あるいはOBの人の意見の論調を見ますと、これによってやっぱり捜査力が落ちるとか捜査に対する意欲がなくなる心配をするというふうな文面も拝見しておりますが、5台、やむを得ぬとでしようばってんが、しぶ

しぶ賛成する方向ですが、余りふやさぬごて一応要望しときます。

もう1点、この警察施設整備費の老朽化の著しい駐在所、宿舍等の新築整備、改修工事を行うための経費、これ以外に耐用年数が過ぎとる駐在所が何カ所もあるというふうな情報をキャッチしておりますが、いかがですか。

○赤星会計課長 おっしゃるとおり、耐用年数を過ぎている駐在所があります。

○小杉直委員 先ほど、この文教治安委員会の重鎮でもあるんですが、議会の重鎮の山本先生が、何か施設とか予算について遠慮なしに要求するようにとおっしゃっておりましたので、これはとても貴重な発言でございますから、ひとつ委員長等とも必要とあらば話し合って、必要な予算要求は今後は頑張ってくださいよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

ただ、用心せんといかぬとはですな、この分を要求したことによって全体の警察の予算が削られるという懸念もありますから、そういうことのないような予算要求を、ひとつ山本先生とか委員長さんたちと話し合いながら進めていただくように、これは要望でございます。

○溝口幸治委員長 ほかに。

○大西一史委員 交通安全施設費が2億7,000万ほどついてまして、大体内訳については、箇所づけについての内訳は言えないということでありましたけれども、この信号機新設とか改良とか更新とかって、特に老朽信号の更新であるとかLED化というふうにこれ書いてあるんですが、老朽信号というのは、大体どのくらいのものをいうのか、定義というか。

それと、あと優先順位をどういうふう



めていくのかという、この辺をちょっと——箇所づけが言えないのであれば、どういう基準で、そういうふうに新設なり更新なりをしていくお考えなのか。

それから、あとは、今後相当、更新が必要なものが出てくるというような報道が以前あっておりましたけれども、その辺の状況についてどうかということをお聞きしたいと思います。

○奥田交通規則課長 老朽化の一般的な判断定義を申し上げます。

信号機は、信号の柱、それから上に乗っております灯器、明かりのことですが、それからコンピューターの制御によります制御器というふうに分かれますけれども、柱については、40年を経過したコンクリート柱を一般的に老朽したものと判断しています。

そのほか、年1回の点検を行っておりますが、その点検で、ひびが割れてるとか、当て逃げされたとか、特殊の事情があるものも、それもまた老朽化の交換の範囲に含めております。

それから、制御器につきましては、異常のないものでも19年を経過したものは一応老朽化として交換の対象といたしております。

それから、明かりですね。信号灯器につきましては、一般的に20年以上経過したものをするようにいたしております。

以上が大体の定義でございます。

○大西一史委員 あと、もう一つは、今後、その優先順位をどうやって決めるかといったら、この定義によって決めるということですねということの確認が1つと、それからもう一つは、要は今後対象となるのが大体何本ぐらいあるのかということですが、わかる範囲で結構ですけれども。

○奥田交通規則課長 更新のペースでござい

ますが、一斉に変えるほどの予算的な措置はございませんので、先ほど年1回の点検と申し上げましたが、点検の都度、同じ老朽化と申し上げても老朽化の程度がございまして、早急に変えるべきほど老朽の激しいものから更新の優先度が上がっていくということでございます。

それから、どのくらいの数が、今滞留といいますか、残っているかといいますと、制御器で申しますと430ぐらい。これは1つの交差点に1つは必ずついておりますので430交差点分ぐらい。それから、信号機の柱ですと130本ぐらい。それから、信号の3色灯器ですね、それから歩行者用の2色灯器を含めて5,000以上というふうにお答えを……。

○大西一史委員 この点に関しては、結構地域からの要望が、やっぱりあれこれ我々もよく要望を聞くんですが、その辺で、何でここはつかんとだろうかとか、何でここはかえてくれんとだろうかとか随分あります。これはやっぱり定義とか優先順位をきちっとしていただいて、予算措置はなかなか財源これありますから難しいですが、さっき山本先生が力強い発言をおっしゃったけれども、こういったものを、やっぱりある程度皆さんが納得できるような整備を、ぜひお願いしたいということをお願いしておきます。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、これで議案等に関する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第12号及び第17号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 異議なしと認め、一括し

て採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

それでは、教育政策課田中課長、報告をお願いいたします。

○田中教育政策課長 今議会に提案しています幸せ実感くまもと4カ年戦略(案)、これにつきまして、これは総務常任委員会での付託審議となっておりますけれども、県政全般に関する取り組みを記載しておりますので、当常任委員会においても、その概要と関係部分について、県警本部分もあわせて、私のほうから御報告させていただきます。

なお、幸せ実感くまもと4カ年戦略(案)につきましては、議案として別途お配りさせていただいております。本日は、その概要について、お手元の資料、A3の資料、3ページの資料によって説明させていただきます。

それでは、A3版の資料の1枚目、幸せ実感くまもと4カ年戦略(案)の概要という欄をお願いいたします。

今回の4カ年戦略の全体構成と内容をまと

めた資料でございます。左上の策定の趣旨にありますように、本戦略は、これまでの成果と課題、本県を取り巻く社会情勢を踏まえまして、県民が幸せを実感できるくまもとの実現に向けた本県の取り組みの基本方針として策定するものでございます。

第1章で、前4カ年戦略の成果と課題、第2章で、人口減少と少子高齢化を初めとした本県を取り巻く社会情勢の変化等を記載しております。

第3章では、それらを踏まえて、戦略の基本目標である「幸せを実感できるくまもと」を目標として掲げますとともに、その実現に向け、「活力を創る」「アジアとつながる」「安心を実現する」「百年の礎を築く」という4つの取り組みの方向性と目指す姿を示しております。

また、資料の右側でございます。

第4章といたしまして、この実現に向け推進する取り組みを戦略1から15の戦略として体系化しております。

さらに、第5章では、4カ年戦略の着実な推進といたしまして、実行性の確保、各分野の個別計画と一体となった県政推進、地域の視点に立った戦略の展開などを上げています。

実行性の確保では、戦略の具体化に向けた財源の確保とわかりやすい指標による進捗管理等について記載しております。

個別計画と一体となった県政推進では、幸せ実感くまもと4カ年戦略と県議会これまで議決いただきました各個別計画等が一体となって県政全体を推進するということになっております。

また、地域の視点に立った戦略の展開といたしまして、政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像、いわゆるビジョンで示した各地域の将来像や取り組みの方向性に沿って、それぞれの地域と意見交換等を行い、必要とされる事業の検討や具体化に取り組んでいくと

ということとしております。

次に、2枚目の資料、施策体系表をお願いいたします。

これは、先ほど説明いたしました第4章の幸せを実感できる熊本の実現に向け推進する15の戦略と構成する75の施策をまとめたものでございます。

説明は、県警本部と教育委員会に関する箇所のみとさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、県警に関するところといたしましては、左下から右上にあります取り組みの方向性「安心を実現する」目指す姿「いつまでも楽しく、元気で、安心して暮らせるくまもと」というところの戦略9に記載しております、右側のページでございます。

戦略9「人が人として互いに尊重される安全安心な熊本」の中に記載しております。県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、県民の身近な場所で発生する犯罪の予防や暴力団の根絶等に向けた取り組みを強化するとともに、飲酒運転根絶に向けた啓発活動や高齢者の交通安全対策を効果的に推進するなど、安全、安心な社会の構築に向けた取り組みを進めていきますということで、この戦略9の2の中でうたっているところでございます。

次に、教育委員会に関する部分でございます。

こちらは、取り組みの方向性「百年の礎を築く」目指す姿としまして「誇りを持ち、夢の実現に挑戦するくまもと」の中でうたっております戦略12の中で、悠久の宝の継承というところで、加藤・細川400年の歴史・文化を初めとした熊本の歴史・文化の磨き上げ、継承を図っていくこととしております。

戦略15、こちらは「夢を叶える教育」というところで、子供たちがどのような環境にあっても学ぶことを楽しみ、夢に挑戦し、夢をかなえることができるよう、夢を育む教育を進めていきます。また、熊本の歴史・文化な

どを理解し、郷土への誇りを育むなど、夢を広げる教育の展開を図り、熊本の発展を支え、九州、日本、そして世界を支える人材を育てるという取り組みを行ってまいります。これらの戦略に沿った取り組みを進めることで、幸せを実感できる熊本の実現を目指してまいります。

次に、3枚目の資料でございます。

4カ年戦略に掲げた施策等の進行管理を行いますとともに、その進捗状況を公表するために戦略ごとに設定した指標の一覧でございます。15の戦略に対して、54の指標と23の補足的な指標、合わせて77の指標を設定しております。

戦略4の県内への新エネルギー導入量など、一部個別計画での指標設定に合わせて設定予定の指標もございしますが、参考としていただければと思います。

なお、戦略の策定に当たりましては、30日間パブリックコメントを実施いたしまして、8団体55個人から多くの御意見をいただきました。このことは県民の期待のあらわれだと思っております、幸せを実感できる熊本の実現に向け、全庁一丸で取り組んでまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○溝口幸治委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

（「ありません」「なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 ありませんね。これで報告に対する質疑を終了いたします。

ほかに何かありませんでしょうか。

○大西一史委員 さっき埋蔵文化財のことでちよっとお尋ねしようとした件ですが、きょうの報道でも、JRの高架化工事がずれ込むおそれがあるというようなことで、予定地に埋蔵文化財があるからというような報道がなっています。

これは、当然この辺の地域を工事するわけですから、ある程度この文化課のコメントでもあるとおりに、この文化財調査は当初から織り込み済みのはずだったろうというふうに思うんですね。この辺を、土木部と一体どういう協議を文化課のほうでしてこられたのかということと、今回こういうJRサイドからの話がありますが、やはり文化課としての見解が、このおくれるということは影響ないんじゃないかという見解ですけれども、そういう見解でいいのかどうかをちょっと一回確認させてください。

○小田文化課長 けさの新聞にそういう報道がなされておるわけですが、実は、この高麗門があるというのがわかりましたのは、去年の7月の試掘調査といいますか、これで正式に初めてわかったんです。

実は、土木のほうと一番初めに協議を始めているのは、平成19年ぐらいにお話ありまして、当時わかっていたのは、永青文庫等の古地図に高麗門というのがこの位置に書かれておる。そうすると、あとは写真ですね。写真で高麗門がこの地域にあったと。そのときに、そういう事実をお伝えしまして、それぐらいのときから恐らく土木のほうは認識されたんじゃないかなと。

しかし、現実的にはっきり出たのは去年の7月でございます。ですから、去年の7月以来、土木部都市計画課と文化課、何回にもわたって協議をいたしまして、その当時は、大まかな工程表だろうと思えますけれども、そういう中で終期というのはわかっておりますので、文化財の発掘調査をどのような形で入れていくのかというようなことを大まかな形で話し合いをしてきているということでございます。

ただ、今現在は我々が専門家を招集いたしまして、この高麗門の学問的な価値が何であるかという検討委員会を実施して、これは近

世熊本を知る上で欠くことのできない熊本城と同等の遺跡であるというような価値づけをしていただきまして、それを今土木にお返しして、文化財は県民の共有財産ですので、できるだけ守ってもらいたいという気持ちはございますけれども、しかし、一方では、この新幹線にかかわる高架事業というのは公共性の一番大事なものですから、その設定終期がおくれるということはあってはならないからということで、今土木のほうとまた協議をしておるような段階。

ただ、文化財を保護するために、今土木のほうではどういう工法があるのかというのをまだ検討中だと聞いておりますので、そういうものがはっきりしてきますと、どういう形で発掘調査を入れるのかと、どういう力添えができるのかと。

私としては、今申し上げたとおり、最終工期ができるだけ守れるような、調査のほうもそういうやり方、方法を考えていきたいとは思っております。

以上でございます。

○大西一史委員 とにかくおくれられないようにということですが、去年の7月に正式にはわかったと。ただ、平成19年から大体予見ができたということですよ、これは。ということは、そういう意味ではやっぱり見込みが――私は、これは文化課に言ってもしょうがないんですが、土木部の見込み、あるいはJRの見込みは、もう少し幅広く想定しておくべきではなかったのかというふうに思います。やっぱりこれは駅周辺整備も含めて大きな工事プロジェクトでありますから、これはもうぜひ工期はおくれられないようにしていただきたいということです。

それと同時に、この埋蔵文化財の発掘調査等々については、これは予算を多少多くつけてでも、この人件費をふやすとかいろんなことをすることによって急ぐことは可能である

のだろうと思いますが、それはどうでしょうか。

○小田文化課長 今回の委員の御意見ですが、それは予算の関係もございませけれども、例えば1つの班でやっておるのを2班でやるとか、あるいは部分的に民間に委託をして工期を短縮するとか、予算の関係もありますが、そういう方法論はあると思います。

○大西一史委員 じゃあ、今そういうお話でするので、その辺、予算的なものは財源があるとはいえ、工夫ができるのであれば、ぜひ工夫してやっていただきたいことをお願いしておきます。

○溝口幸治委員長 ちょっと1点確認ですけれども、その保護するのは第一義的には県ですか、それとも熊本市ですか。そこだけ教えてください。

○小田文化課長 これは全国共通だと思いますが、文化財が所在する市町村。これが、第一義は、この文化財を保存すべき責務があると思います。

○溝口幸治委員長 市ですね。県民の共有財産とおっしゃったので、県がかなと思ったものですから。はい、わかりました。

ほかにありませんか。

○小杉直委員 その他で、もう最後と思います。

委員長と各委員の皆さんに御報告と承認をいただきたいと。

先ほど説明のあった県警資料の3ページに、御承知のとおり、九州で1番の警察官の負担人口ですね、612名。全国平均は501名。全国平均にするためには661名をふやさんといかぬ。現実には年に3名とか7名なんです

ね。

それで、確かに本部長の報告があったとおり、刑法犯の認知件数が8年連続下がったとか、交通事故の死傷者が7年連続下がったといいますが、これはやっぱり歴代の本部長を中心とした県警の頑張りや県民の協力と県議会の理解と協力ということだろうと思うんですが、これに甘えとってはいかぬもんですけんね。ひとつ今回も警察官の定員を増員してほしいという意見書を政府に出していただきたいと、委員長、思いますが、いかがでしょうか。よございませるか。（溝口幸治委員長「はい」と呼ぶ）そんなら、もう既につくらせましたので、案文を配って、委員長に採決をお願いして……。

（事務局から意見書(案)を配付）

○溝口幸治委員長 それでは、今お配りしております意見書をごらんいただきたいと思いますが、定期的に出しているということと、今小杉委員から御説明があったということと、きょう県警からも御説明がありましたので、もう皆さん方十分御理解をいただいていると思います。

それでは、この意見書を委員会提出議案として本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書(案)により議案を提出することに決定いたしました。

ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○溝口幸治委員長 なければ、以上で本日の議題を全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第3回の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後2時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する  
文教治安常任委員会委員長